

令和2年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月4日(金曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開会(午前9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
森 雅 哉 君	6
橋 本 和 之 君	11
酒 卷 広 明 君	20
小 林 正 明 君	27
大 谷 純 一 君	34
大 澤 成 樹 君	43
○次会日程の報告	51
○散会の宣告	51
散会(午後1時40分)	51
第4日 12月7日(月曜日)	
○議事日程	53
○出席議員	53
○欠席議員	53
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	54

○職務のため出席した者の職氏名	5 4
開 議 （午前 9時00分）	5 5
○開議の宣告	5 5
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
○同意第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
○次会日程の報告	8 6
○散会の宣告	8 6
散 会 （午前11時31分）	8 7

第 8 日 12月11日（金曜日）

○議事日程	8 9
○出席議員	8 9
○欠席議員	8 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
○職務のため出席した者の職氏名	9 0
開 議 （午前 9時00分）	9 1
○開議の宣告	9 1
○諸般の報告	9 1
○閉会中の継続調査の申し出	9 1
○日程の追加	9 1
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
○町長挨拶	1 0 4

○閉会の宣告	1 0 5
閉 会 (午前10時07分)	1 0 6

令和2年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月30日

千代田町長 高橋純一

1. 期 日 令和2年12月4日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	卷	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	1 0 番	高	橋	祐	二	君
1 1 番	小	林	正	明	君	1 2 番	柿	沼	英	己	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和2年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年12月4日（金）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒巻	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	高橋	祐二	君
11番	小林	正明	君	12番	柿沼	英己	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	石橋俊昭	君
教育長	岡田哲	君
総務課長	柿沼孝明	君
企画財政課長	宗川正樹	君
会計管理者 兼税務会計課長	高田充之	君
住民福祉課長	須永洋子	君
健康子ども課長	茂木久史	君

産業観光課長兼 農業委員会 事務局 長	坂 部 三 男 君
建設環境課長	栗 原 弘 明 君
都市整備課長	荻 野 俊 行 君
教育委員会 事務局 長	久 保 田 新 一 君
農業委員会 長	蛭 間 泰 四 郎 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	荒 井 稔
書 記	小 林 真 緒
書 記	大 川 智 之

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（柿沼英己君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の総合計画基本構想1件、条例制定1件、条例改正3件、補正予算5件、業務委託契約の締結1件、同意1件、諮問1件であります。

陳情につきましては、お手元に配付のとおり、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書、父母による子どもの共同養育に関する陳情の2件が提出されておりますので、報告いたします。

また、去る11月24日に教育委員会から、千代田町教育委員会の点検・評価報告書が提出され、お手元に配付いたしましたので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

11番 小林 議員

1番 金子 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（柿沼英己君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から11日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から11日までの8日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（柿沼英己君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、8番、森議員の登壇を許可いたします。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号8番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

今回は、「脱ハンコ」と呼ばれる公印押印の省略・廃止について質問させていただきます。テレビや新聞でも話題になっていますが、菅総理になり、押印廃止や書面、対面主義の見直しに向けた方針を速やかに策定し、来年1月招集の通常国会で関連法案の提出を目指すとのこと。押印の原則廃止は、デジタル時代へ向けた規制・制度見直しの一環として、ペーパーレス化を含めて検討されています。また、その動きは民間企業へも広がり、大きな変革が行われようとしています。

群馬県の動きとしましては、行政手続などで必要としている押印を原則廃止する方向で検討するという発表がありました。2019年度末時点で押印を求めている約2,400件の手続を2021年3月末までに見直し、県庁内の承認手続の電子決裁率も100%を目指すとのこと。特に国の法令などを根拠にしていない約1,400件の行政手続は、廃止可能なものから順次廃止する方針で、国の法令などを根拠としている約1,000件については、国に対してルールを見直すように要望するということです。

それと、印鑑についての知識として先にお伝えしておきますが、実印制度は、長い時間をかけて不正を防ぐシステムが確立されていますので、これは現状ではベストと言えます。それに対してデジタル化は、不正に対する対応は不完全な状態ですので、完全な移行は難しいものと考えます。実印自体は偽造可能ですし、デジタルの場合はパスワード等の情報漏えい等も考えられます。電子政府ランキング1位のデンマークは、ほぼ全てがオンライン化されていますので、脱ハンコは将来的には国家レベルで実現できる可能性はあると考えております。このような状況から、本町における印鑑の扱いについて質問させていただきます。

それでは、最初の質問です。政府の方針として、脱ハンコということを経済やニュースなどのメディアを通じて聞いています。この件について政府あるいは群馬県から何か通達がありましたでしょうか。具体的な内容は、ここでは時間の関係で聞きませんが、細かな指定があったのか、また期限を決められたものがあったのか、あるいは今のところは特に連絡はない状況かを教えていただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） それでは、ご質問にお答えいたします。

国では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、またデジタル時代を見据えたガバメントの実現のためには、行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しが喫緊の課題として各府省庁に要請したとのことでございます。これを受けまして、総務省自治行政局長や群馬県知事より、各地方公共団体に対し、押印等の見直しに向けた取組みをお願いする旨の通知が今年7月に発出されております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。7月に通知が来たというお答えをいただきました。

次の質問です。脱ハンコによって書類作成の手間が減ったり、手続の簡略化につながるとは思います。が、トラブルの発生など未知の課題もあります。そこで、高橋町長にお聞きしたいのですが、本町において、この脱ハンコを進めていくことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。質問にお答えいたします。

国では、全府省庁の行政手続を対象に押印廃止や書類、対面主義の見直しに取り組んでいくこととしております。先ほど述べたように、100%はちょっと厳しいかなと私的には思っております。県においても行政手続等における押印の廃止については、手続そのものの見直しや業務の効率化が図られるだけでなく、県民の利便性の向上にも寄与することから、国の動きとも歩調を合わせて取り組むこととしております。町においても、押印の廃止については、国及び県の行政手続の見直しに合わせ、取り組むとともに、町が独自に定めているものについては、一つ一つの手続について本人確認や文書内容の真正性の担保などの観点から、廃止した場合に支障がないかどうかを確認していくことが必要であると思っております。

また、押印に代えて電子署名を求める場合には、高齢者への配慮も必要であります。このような点についても丁寧な検討が必要と考えております。なお、現在も職員との信頼関係に努めておりますが、以前より決裁等を含めながら、スピード感を増すように努めていく必要もあるかなと思っております。また、国が定めた法令や要綱とか、いろんな部分を町のほうは、それを超えるわけにはいきませんので、その範囲内でそれを定めていきながら改正を行っていきたいと思っております。押印をなくすことは、町民や職員との信頼関係はもとより、意思の疎通も今後構築していく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。信頼関係や意思の疎通ということもとても大事だと

思います。その中でできる範囲で進めていきたいということだと思います。

次の質問になります。私は、群馬県の資料については入手していませんが、例えば大分県の文書管理規程を見ますと、書類の種類によって公印の省略の可否が明確になっています。また、総務省のウェブサイトでは、オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名認証ガイドラインというものが平成22年8月という古いものですが、存在しています。現在政府の方針、群馬県の方針などがあり、具体的に詳細が決まっていくのはこれからだと思いますが、本町の判断だけで行えるものがあるのか、また既に行ったものがあれば教えていただけますでしょうか。今の町長のお答えもあったのですが、本町の判断だけで行えるものについて少しお聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

脱ハンコの取組みに関しましては、大きく分けて3つあるかと思えます。まず1つ目が、町が町民や事業者などに出す許可証や民間企業などと交わす契約書に押す公印、2つ目が町民が町へ提出する書類に押すハンコ、3つ目が町職員のみが関係する庁舎内での内部書類に押すハンコがあるかと思えます。このうち、1つ目の町から出す許可証や契約書などについては、国等の法令改正が必要なものが多く、その動向を見極めていく必要があるかと思えます。2つ目の町民が町が提出する書類に押すハンコ、3つ目の町職員のみが関係する庁舎内での内部書類に押すハンコについては、町の判断において省略できる書類があるかと思えますが、ハンコを押す必要性として、各種届出など、本人の意思であることを明確にするための押印や、ハンコを押すことによる承認機能などがあるかと思えます。今後、ハンコを省略しても、これらの事務処理に影響のないものがどれくらいあるかというのは、調査を行っていききたいと思います。本町だけで行える部分というのは、先ほど申しました3つ目の職員のみが関係する庁舎内の書類については、内部書類については多くのものが省略できるものがあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。確かに庁舎内だけでしたらいいのですが、一般の方との交わす書類というのは、簡単には廃止できないとも思いますので、ただ見直しの方向とか、あるいは近隣の状況などを見ながら進めていくという感じになるかと思えます。

次の質問になります。今回の政府の方針を見ていますと、全部を変更するというものではなく、変えられるものは変えるということで、例えば印鑑証明の制度の変更はしないものと認識しております。つまり現在は、今柿沼課長がおっしゃったように変えられるものがあるか、あるとしたらどれかという段階だと思います。

今の現状をもう少しちょっとお聞きしたいのですが、政府や群馬県から、そのようなものでアンケートとか調査票のようなものが来ているか、あるいは廃止や変更の要望が既に来ているのかな

ど、現在のシステムの見直し作業が既に開始されているのか、あるいはまだスタートしていない状況かについてお聞きします。既に独自に変更されているものもあると思いますが、今現在の状況について少しお聞かせいただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

現在国では、デジタル化に向け、各府省庁を横断的に取組みを行っておりまして、行政手続をできるだけシンプルに、そして煩雑である行政手続について押印を廃止することで、申請される方の利便性を確保することと併せて、行政コストの軽減も見込まれることなど、この取組みは今後拡大していくものと考えております。

また、マイナンバーカードの利用といったものがさらに普及も含め、進んでいくことによって、今後国全体の様々な行政の効率化及び住民の利便性を高めることに大きなメリットがあると考えております。今後、国においても地方公共団体の取組みを後押しするためのマニュアルの作成ということも聞いております。町においても行政手続の簡素化及び町民の利便性の向上を図る観点から、個人、事業者及び職員が行う申請手続等において、押印の廃止に向けた基準づくりに今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。確におっしゃられるように、マイナンバーカードの話もありますので、例えば保険証とか運転免許証とか、あるいは確定申告もなくなるのではないかとこのうわさもありますので、そういう電子化というか、一本化というか、利便性を増すという方向に行くのだろうと予想はあります。

では、次の質問です。教育長にお尋ねいたします。文部科学省から本年の10月20日付で、押印の見直しの通達があったと聞いています。それについて今後の予定などを聞かせていただけますでしょうか。学校や保護者の利便性が増すのかどうかなどもお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

押印見直しについては、令和2年10月20日付で文部科学省から、「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について」という通知が発出されております。この通知では、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なところから押印の省略及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組みを進めることが求められております。この通知を受け、本町では、連絡手段のデジタル化として、行事等への参加確認やアンケート調査等を、現在各校で導入されている学校と保護者間における双方向の情報伝達が可能な学習ソフト、

eライブラリーや今後導入を予定しているGoogleフォームの機能を利用し、実施していく予定です。学校と保護者とのやり取りがデジタル化されることによって、当然押印が不要となるとともに、双方向の情報伝達も可能となるため、保護者にとっても、また教職員にとっても利便性は高まるものと考えております。

さらに、学校では印刷配布業務が軽減され、またアンケート等の集計もパソコンで処理できるため、業務改善につながります。ただ、デジタル環境の対応が難しいご家庭もありますので、書面による手続の余地を残すなど、運用については学校現場と調整を取りながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） 岡田教育長、ありがとうございます。これから多分移行期ということになると思います。変化についてこられる人とこられない人がいると思うのですが、やはりそういう利便性とか、今度GIGAスクールも始まりますので、そういう方向で行くというお考えをお聞きできました。ありがとうございます。

では、最後の質問になります。脱ハンコというのは、ペーパーレス化を加速するきっかけになるのかどうかをお聞きします。以前の私の一般質問で、高橋町長からペーパーレス化は議会でも進めるといいというお話がありまして、再び同じ話題で恐縮なのですが、今回は脱ハンコにより変化も出てくるのかと思い、質問に加えさせていただきます。

さて、法律によりますと、例えば民事訴訟法第228条で、公務員が職務上作成したものは、公文書と推定するというような文章があります。これから考えますと、文章の作成者を明確にするための押印は不要ということになります。例として出しますが、今回は一般質問を行うために通告書を議長宛てに提出しましたが、これも押印は省略できる可能性があると思います。また、提出についてもメールで提出して、詳細についてはメールや電話で話し合うことができる可能性もあると思います。このように紙への印刷を省略することで、移動のガソリン代の節約をしたり、紙をなくすことでごみの減量にもつながります。今回の一例は、私が直接関わっていることで変えられそうなものとして出してみたのですが、実際に役場の業務の中で押印の廃止によってペーパーレス化への移行がスムーズになるものがあるかもしれません。今日は、いろいろな話の中で出てきたのですが、ペーパーレス化ということと押印の省略ということについて、可能性について、もしあるようであればお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、現在役場の事務におきましては、紙による各種事務手続を行っております。紙を使った業務では、書類の保管場所に大きなスペースが必要となり、また文書管理にも手間がかかる状況となっております。また、紙を使うことで印刷、コピーするための機器、そのメンテナンスや消耗

品の費用など、大きなコストも発生をしております。近年、タブレットやスマートフォンなどの通信機器やクラウド技術の普及により、データの流通の増大とともにデジタル化が急速に進展をしております。このような技術を活用することによりまして、新型コロナウイルス感染症によって遠隔から申請等を受け付けるニーズも高まってくると思います。また、職員の健康と安全を守りながら、安定した行政サービスの提供をするためにも、行政内の業務のデジタル化は必要になるというふうに感じております。今後、国が中心となりまして、紙からの脱却による押印廃止が加速されれば、その先にペーパーレス化に拍車がかかるものと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。というと、どちらかというとペーパーレス化のために何かやるというよりは、デジタル化を進めていくとペーパーレス化にもなるという感じかなと思いました。確かに、あとはデータの保管、銀行のデータなんかはいまだに磁気テープを使っているということで、確実な保管は、ハードディスクはやっぱりクラッシュしたりとかあるようなので、その辺もまた問題になってくるかと思います。いろいろとありがとうございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 以上で8番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、橋本議員の登壇を許可いたします。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 議席番号6番の橋本和之でございます。議長に許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をしていきたいと思っております。

最初に、マナビンテリアハーツの商業地進出についてを質問いたします。まずは、商業用地に用途変更後、懸案事項だった企業誘致にマナビンテリアハーツと売買契約を結べたことに一町民として大変うれしく思います。とともに、町長をはじめ関係各位のご尽力に対し、厚くねぎらいの言葉を贈るものであります。欲を言えば、一括売却が理想でございましたが、今回のことで用地完売に向けて大きく前進したものと思われまます。また、この契約が起点となって、次の新たな契約に結びつくことを期待したいと思います。

それでは、1番目の質問に入ります。そのマナビンテリアハーツとの土地売買契約は、千代田町商業施設誘致促進条例に基づいて執り行われたと思っておりますが、具体的にどのような優遇措置となる契約なのか教えてください。また、条例以外の優遇措置や将来に向けての優遇策の提案などがあったのであれば、併せてご答弁いただければと思います。都市整備課長にお聞きします。お願いします。

○議長（柿沼英己君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

10月14日付にて締結いたしました株式会社マナビンテリアハーツ様とのふれあいタウンちよだ商業用地の土地売買契約は、土地所有者である西邑楽土地開発公社との間で締結したものとなります。町商業施設誘致促進条例に基づく優遇策としまして、進出企業に対する町側の誘致施策であり、まず商業施設立地促進奨励金、雇用促進奨励金、緑地設置奨励金及び地球温暖化対策奨励金の4奨励金を整備しております。

なお、条例以外の優遇策等につきましては、今後出店に当たり、各種法定手続等が生じることとなりますが、関係機関との連絡調整等、ご協力させていただくことをお伝えさせていただきました。また、今後大規模小売店舗立地法に基づく届出に関し、説明会開催の必要が生じますが、会場の提供についてもご協力させていただく旨を伝えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。

二次質問をちょっとしたいと思うのですが、あるかないかという簡単な回答でいいのですが、ジョイフル本田が出店したときも同じような契約を結ばれたのだと思うのですが、そことの違いがあるかないかをちょっとお答えいただければと思います。都市整備課長、お願いします。

○議長（柿沼英己君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ジョイフル本田様の出店と違いがあるかというところですが、当然ジョイフル様と同様に違いはありません。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。

次の質問に行きたいと思います。マナビンテリアハーツの営業開始予定が2023年の春頃と発表されています。あと2年と数か月になります。今回の契約を契機に、残りの販売用地が順調に売れたとしても、マナビンテリアハーツの開業時に残りの販売用地に進出する企業が同時開業もしくは開業準備で工事などが行われていない限り、現在の更地状態が続くわけでございます。今は年に数回の除草作業をしていると思いますが、最も雑草が繁茂しているときで背丈が1メートルを超えていると思います。埼玉方面から車で来られる方が、マナビンテリアハーツ側を見たときに、駐車場が雑草の繁茂によって見えず、どこに車を止めるのかと迷われることも想像されます。とても景観がよいとは言えないと思います。そうなったら、マナビンテリアハーツからも用地管理に苦情が出ることが予想されます。そう考えていきますと、残りの商業用地の管理は、除草作業の回数を増やすなど、今まで以上の管理が必要だと思っておりますが、どのような計画をお考えになっているのか、都市整備課長に聞きたいと思っております。お願いします。

○議長（柿沼英己君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

残る商業用地約3.9ヘクタールの管理についてであります。株式会社マナベインテリアハーツ様の店舗運営に影響のないよう、これまで以上に定期的な除草作業等を実施する予定であります。

なお、残りの区画について、早期誘致を目標に、住宅地との調和を図った商業用地の景観づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。今まで以上に管理を徹底して下さるというご回答かなと思いますので、よろしく願いしていただければと思います。そのことがマナベインテリアハーツの開業のはなむけになるのかなと思いますので、ぜひお願いいたします。

次の質問に行きたいと思います。今回のマナベインテリアハーツとの売買契約は、10月15日の上毛新聞に取り上げられておりました。その記事の中に、マナベインテリアハーツが住宅メーカーとの連携も図ると書かれていましたが、町のほうでそのことについてどのような内容なのか聞いていることがありますでしょうか。個人的には、残りの商業地が住宅メーカーのモデルハウスとして売却できる。そして、それに付随した形で家電量販店の小型店舗が出店してくれたら最高によいことだと思うのですが、新聞記事の連携について、都市整備課長に聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

新聞記事内で株式会社マナベインテリアハーツ様のコメントとして、住宅メーカーとの連携も図るとの記載が確かにありましたので、先方へ内容の確認をしましたところ、弊社の強みを生かすために、住宅関連で当敷地を創造してみたいとの意図がございます。ハウスメーカーとの協調も可能性としてはあるというもので、例えば住宅展示場というのも選択枠の一つではありますが、今後の交渉次第でありまして、現在は初期的な構想段階であるとの回答をいただきました。構想段階であるとのことですが、隣接する一般分譲地の分譲促進にもつながる事業内容かと思っておりますので、具体的に事業化が進めば町側もできる範囲での協力をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。直接聞いてまでいただいて、ありがとうございます。私も太田のイオンに千代田町から車で122号線を使って行きますと、イオンの手前にTBSハウジングのモデルハウスがあります。あれは恐らくイオンの集客力を見込んで造られたものだと思うのですが、それをそのまま千代田町のジョイフル本田を中心とした集客力に当てはめていくと、残りの商業地にモデルハウスの誘致というのも考えられるのではないかなと思っております。そして、そのモデルハウスで家を買ったお客さんは、土地をふれあいタウンで購入してもらおうと。そういったストーリーは

いかがなものかなと思っております。少し出来過ぎのストーリーなのですけれども、商業地にモデルハウスの誘致を検討されるのもいいかなと思います。

次の質問項目に行きたいと思います。農地の太陽光発電利用についてでございます。最近、私の住む東部地区では、業者の農地買収による太陽光発電の設置工事が多く見受けられます。仕事などで明和町や板倉町、邑楽町などに行く機会がありますが、本町は近隣自治体と比べて太陽光の設置件数が多いように思われます。他町と比べて認可が取りやすいなど、何か理由があるのでしょうか。産業観光課長に聞きたいと思います、よろしく申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

農地を農業以外の目的で利用するためには、農地法の許可や届出が必要となります。ご質問の太陽光事業者の方が農地を売買により取得し、太陽光発電設備用地として利用するためには、市街化調整区域内の農地であれば、農地法の第5条の許可が必要となります。農地法の許可基準につきましては、法律に基づいて一律に運用をしているため、法律上では本町が近隣自治体と比べまして許可が取りやすいといったようなことはございません。しかし、太陽光発電施設につきましては、農地区分のうち第2種農地、それと第3種農地にしか設置ができませんので、近隣自治体と比べまして、この第2種農地、第3種農地が多い可能性はあると思われまます。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。詳しい説明ありがとうございます。

次は、太陽光パネルの処分について質問したいと思います。20から30年の間、太陽の光で発電を続けてくれる太陽光パネルですが、いつかは寿命が来てその役割を終えるときが来ます。そのとき太陽光パネルの処分は、それまでに太陽光発電事業で利益を得ていた所有者がすることに当然となります。水害などの災害によって処分が必要になった場合、太陽光パネルは災害廃棄物として町が処分するようでございます。もちろん国や県の助けを借りることが想定されます。所有者である業者が倒産した場合は、処分費をどのように対処する予定なのか。現在もそうですが、今後も地球環境に対する配慮がますます求められることで、廃棄物を処分するコストも増えていく傾向にあると思います。太陽光の業者も当初の想定よりもパネルの処分代がかさみ、支払いができずに倒産するということもあり得るのではないかと思います。そのような場合にどうされる予定なのか、建設環境課長にお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） ご質問にお答えいたします。

管理すべき業者が倒産した場合でございますが、この場合ですと、本来管理する者がいなくなってしまう、放置状態となってしまうことが予測されますが、あくまで個人の資産であり、その資産に対し町が関与することは適当でないと考えております。

また、その施設が水害等の自然災害等により被災した場合は、一般家庭から排出される災害ごみと一体となってしまい、生活環境的にも支障が出ることから、町でそれらは処分いたしますが、基本的に事業活動に伴う被害物は、その事業所内にある限りは、所有者自らが処分するという考えでございます。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 個人の所有というか、それなので町で処分というか、する予定はないというか、すべきでないというようなご回答だったかなと思うのですけれども、一つの解決策として、次の質問をしたいと思います。

先ほども触れましたが、太陽光パネルの処分費は高額になることが予想されます。設置時は銀行融資が受けやすく、運用時は国の定額買取りで安定した収入となります。しかし、最後にパネルの処分費が高過ぎて払えなくなると業者も困るでしょう。また、業者の倒産後、最終的に何らかの形で町が後片づけをすることになると、町の財政にも悪影響を及ぼします。そういう理由からか、業者から供託金を取る自治体も中にはあるようです。本町も、ここまで太陽光発電が増えてくると、万が一のリスクを視野に入れざるを得ないと思いますが、供託金制度を設ける考えがあるのかを建設環境課長に聞きたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） ご質問にお答えいたします。

処分費用を賄うために供託金を徴収するというご意見ですが、先ほども申しましたとおり、あくまで個人の資産であり、管理責任はその方にあると考えております。仮に供託金を徴収した場合、そのお金の管理の問題として、災害がなければずっと残ってしまいますし、災害時に事業活動を行っている物件に対しましては、供託金を払っているのだからという理由で町において処分をしなくてはならない事態にもなりかねませんので、現在のところその考えはございません。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。

二次質問をちょっとしたいと思うのですけれども、そうすると、これだけ太陽光発電が増えてきて、仮に倒産、全部が全部倒産して、そのまま置きっ放し、放置された状態になるわけではないと思うのですけれども、かなりの部分がそうなったときに、今現在で構わないのですけれども、町は何かほかにリスクヘッジをする考えというのは何かあるのか。それともそのまま放置でしょうがない。どれだけの規模になるか分からないのですけれども、見方によってはゴーストタウンになるような形になってしまうかと思うのですが、それについて町長、どうでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

まず、これは売電はどこにしているかといいますと、東電に行っているわけです。ですから、これを国のほうが間に入りながら許可を下ろして10年契約、さらには延長して20年契約が通例なのです。そう考えていきますと、設置をして20年後のことを考えていきますと、それを撤去するかしないかは、また東電との再契約をするかという状況も含まれてくるのかなと思うのです。先ほど議員が述べたように、ゴーストタウンに町になると。町だけではなくて、全国的にいろいろ課題は同じだと思うのです。そう考えていきますと、国のほうでいろいろその辺は東電さんと今後考えていく必要があるのかなと思います。それによって町のほうも対応を考えるという状況かなと思います。いずれにしても、大体10年契約です。延長して20年契約という状況になっていますので、あと10年ぐらいすると最初に行った方が20年の節目を迎える方も、町のほうも出てくるかなと思いますので、それは国と東電さんの推移を見守りながらやっていきたいなと考えております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。町長、ありがとうございます。

次の質問に行きたいと思います。先ほどの太陽光は、農家の方が農業をやらなくなり、今は議員と同じで農業もなり手不足、担い手不足となっています。それなので、太陽光業者に売れる土地は全て処分するというスタンスでいるものと思われま。このことは、農家にとっては農地の売却収入が入りますし、耕作放棄地になるよりはよほどよく、土地も生かされたと思います。ただ、全ての土地が業者に買ってもらえるわけではなく、先ほど坂部課長からお聞きしましたけれども、該当しなかった場合は残ってしまいます。その残った農地を近所の農家の方や知り合いの農家の方、または知り合いのさらに知り合いの農家の方に貸す方が多いようです。本町では、農地中間管理事業に力を入れておりますが、今の例のように、知り合いの小規模農家に農地を貸す人がまだ多いように思います。農地中間管理事業を通して貸せば小作料が入るのに、無償で小規模農家に貸す理由はなぜだと考えられるか、産業観光課長に聞きたいと思います。お願いします。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

まず、小作料についての考え方ですが、農地中間管理事業を使う場合と使わない場合、どちらの貸し借りであっても、小作料を有料にする方もいれば無料の方もいます。小作料を有料にするのか、それとも無料にするのかにつきましては、あくまでも地主様と耕作者との間での取り決めですので、対象となる土地の地域性であったり、土地の広さ、耕作のしやすさ、立地条件によりまして様々なケースが考えられると思います。大区画で耕作しやすい農地であれば、有償でも借りたいというような方も多いと思われま。宅地周りなどで小区画ですと、なかなか借り手が見つからず、所有者としては無償でも誰かに耕作してもらえれば除草などの管理費や手間もなく、よいと考える方もいらっしゃると思います。

ご質問の農地中間管理事業によります土地の貸し借りではなく、個人間での貸し借りをする方が多

い理由についてでございますが、一番に考えられますのは、現状の貸し借りの方法で満足されているというところだと思います。耕作者の経営規模の大小にかかわらず、昔から貸し借りをしております、あの人に借りてもらえれば圃場周りもしっかりと管理してくれる、また周りの耕作者に迷惑をかけないから安心であったり、小作料につきましても、有償、無償にかかわらず、立地条件等を鑑みて、お互いに納得の上での貸し借りなので、中間管理事業を利用しなくても支障がないといったような理由によるものだと思います。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。今の貸し借りの現状が続いているので、農地中間管理事業を使わないのではないかなという回答かなと思います。

次の質問に行くのですが、そこでは農地中間管理事業全体の質問をしたいと思うので、そのような感じでご回答いただけるといいかなと思うのですが、小規模農家の例といたしまして、70歳前後で夫婦のみ、もしくはたまの休みに息子が手伝うくらいの小規模農家の場合、主力の父親が病気やけがになってしまった。また、農業機械が故障して買い替えが必要になったなど、突然に農業の継続が難しくなるケースがあります。そのときに小規模農家の農地と、その農家が借りていて返却される農地を、これを例にどのように農地中間管理事業に引き継ぎあるいは橋渡しをするのか、具体的な流れを教えてくださいなと思います。産業観光課長、お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

今まで小規模農家に耕作をしていただいた農地が離農などを理由に解約となったときにつきましては、土地の所有者自らが新たな借り手を見つけて届け出る場合と、新たな借り手が見つからず役場のほうへ相談に来られるケースが考えられます。農地中間管理事業によります貸し借りにするかどうかについては、貸し手、借り手の判断によるものですが、新たな借り手が既に見ついている場合については、中間管理事業を通した貸し借りにするかどうかの意向をお聞きし、希望される場合は必要な書類の作成をお手伝いさせていただいております。

また、土地の所有者自身では、新たな借り手が見つからずに、町に相談に来られた場合につきましては、立地条件や耕作条件、貸付けの期間、小作料、水利費等の希望をお聞きした上で、中間管理事業を通した貸し借りにするかどうかの意向をお聞きし、希望される場合については、必要な書類の作成のお手伝いをさせていただいております。その後、町の職員が対象農地の周辺を耕作している農業者等を調べまして、認定農業者などの担い手がいるようであれば、耕作していただけるかどうかの交渉を行いまして、優先的に担い手への農地集積に努めております。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。

ご答弁の中で、もしかしたら農地中間管理事業ではなく、役場の方が周りの認定農家を探して、ご

紹介もするというのは、それは農地中間管理事業とは別なのかというのがちょっと二次質問でしたいのと、あともう一つが、この質問を出した後に、知り合いの農地を貸した方に何人か聞いてみたのですけれども、農地中間管理事業にお話を持っていったときに、借りてくれない、何か土地が出ると。これは借りるのだけれども、これは借りないという。そうするとちょっと困ってしまうねと。それもちょっと理由になって、私は小規模農家の方に、では借りてくださいと。何か借りてくれない土地だけその方に貸して、あとは条件のいいところだけなのでしょうね、それを農地中間管理事業だけは取って、悪いのだけはじくというのだと、なかなか集積が進まないのではないのかなと思うのですけれども、そこもちょっと含めて二次質問したいと思います。坂部産業観光課長、お願いします。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

農地中間管理機構による貸し借りにつきましても、通常の利用権の設定につきましても、実際の事務は、役場の職員がマッチング作業等は行っております。ですので、どちらについてもそういったマッチング、借りてくれる農家さんを探すという作業はさせていただいております。

それから、中間管理事業のほうで借りてもらえない土地があるというところだと思うのですが、農地中間管理事業で借り受けられる農地というのが一般的に定められておまして、その中でなかなか再生不能な遊休農地ですとか、あとは利用が困難、耕作がちょっと困難だといったところ、それからなかなか立地条件等によって貸し付けられる可能性が著しく低い農地なんかについては、場合によると農地中間管理事業のほうではちょっと借られませんかというような回答になるかと思うのですが、いずれの場合でも産業観光課のほうにご相談いただければ、地権者の側に立った対応をさせていただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 蛭間農業委員会長。

○農業委員会長（蛭間泰四郎君） 私のほうで若干補足説明をさせていただきます。

本町でも人・農地プランという計画性を持った会がございます。今年は、コロナウイルス対策でできておりませんが、昨年12月、西部地区はプラザにおいて、東部地区は温水プールの2階にて開催しました。その内容を申しますと、75歳の地権者が今どの地区にどういう土地を持っているのかと。今後この土地をどうバトンタッチ、いわゆるつないでいくのかという話をさせていただきました。当然今議員のおっしゃられる借りられない土地、いわゆる残地、昔で言う1反にも満たない、いわゆる3畝とか1畝とか。今認定農業者がある程度大型機械、ロータリー幅が2メートルあるいは2.4、そういった機械になってきますと、進入口が狭いとか、ロータリーで回すと1回ぐらいしかというところもございますので、その辺を兼業農家で2反あるいは5反、6反管理していた、いわゆる20馬力前後のトラクター等で簡易にできたのが、いわゆる大きいトラクターになるとなかなか取り回しができない。私も下中地内から新福寺まで耕作させていただいておりますが、町内においても利便性の高いところ、いわゆる米、麦が取れて野菜も作れるところと、湿気が多くて稲がやっと作れる。ほかの

野菜を生産しようと思っても苗が育たない、そういう状況の農地も町内に点在しています。住宅内においては、日陰になったり、あるいは風が抜けない、そういう農地がございますので、なかなか認定農業者も中間管理の中で手を挙げてくださらないところがございます。恐らく今、課長さんのほうでお話ししたのですが、担当委員含めて、セット貸しという、大きい農地もあるのだけれども、この土地も管理してくださいねということで、極力耕作放棄地を出さないように努力をさせていただいているところでございます。

また、話は若干変わりますが、ソーラーの関係も、農業委員並びに推進委員でソーラーの関係も、我々も許可を出した以上の責任ということもございますので、3.11以後、国の施策の中で再生エネルギー、我々も出した中で、やはりソーラーパネルの現状の管理状況も農地パトロールの中で一応確認をさせていただいているところでございます。できるだけ苦情が出ないように、また耕作放棄地を出さないように、担当委員と相談しながら我々委員並びに推進委員でその辺は対応を図っていきたいというところでございます。各農家でもし困っていることがございましたら、農業委員並びに推進委員にぜひ忌憚のない相談をしていただければ幸いです。

言葉整いませんが、以上とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 農業委員会長までご答弁ありがとうございます。最終的には、坂部産業観光課長のお言葉をお借りすると、見捨てないというふうに聞こえたので、そのようにお願いしたいなと思います。

次の質問に行きます。最後の質問になりますが、さきの質問のケースの中で、小規模農家から農地が返却される前に相続が発生するというケースがあると思います。農地の所有者が東京など県外に住んでいるというケースがあるかと思います。測量の立会いなどで東京から立会いに来たという話を数件聞いたことがありますので、実際に存在しているのだと思われます。そういった県外在住の農地所有者が突然農地を返却された場合、農地の管理や処分を何の情報もなく、どうしていいか分からないと思います。それこそ農地中間管理事業の存在も知らないことでしょうか。そのような方に対してどのようなアプローチをしているのかというのを産業観光課長に聞きたいなと思います。よろしく申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

相続などによりまして農地を取得した際には、農地法3条の3の規定による届出の提出が必要となります。この届出書の中には、農地のあっせん等を希望するかどうかを記載していただく箇所がありまして、希望される場合につきましては、町の職員が借り手と貸し手の橋渡しを行っております。また、お住まいが遠方などの理由によりまして、管理がおろそかになっている遊休農地につきましては、町内全域を対象に農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんが毎年行っております農地利用状況調

査、農地パトロールによりまして状況把握を行うとともに、遊休農地に該当する農地の所有者に対しましては、適正な管理に努めていただくよう利用意向の調査を行っております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 橋本議員に申し上げます。間もなく残り時間が僅かとなりますので、速やかにまとめに入ってください。

○6番（橋本和之君） 産業観光課長、ありがとうございます。相続が発生した場合は、農地の把握はできるというご回答だったかなと思いますが、それでよろしいでしょうか。そうしたら安心いたしました。何かしらの対応は取れるなということでございます。

それでは、議長の話のようにまとめに入りたいと思います。農業の担い手は、年を追うごとに減ってきています。それと反比例するように非農家所有の農地がどんどん増えていく傾向にあると思われまます。その集積、管理を担うのが農地中間管理事業です。やる気のある農家に農地を集約して、経営規模や効率を高めてもらうと。また、耕作放棄地の撲滅などは、大切な役割でございます。もっともっとPRして活躍をしてもらいたいと思います。

さらには、農地中間管理事業が、先ほどちょっと申し上げたのですけれども、引き受けない農地というのを極力減らしていただいて、セットで貸しているということでございますけれども、そういった制度にしてもらいたいなと思っております。それが耕作放棄地をつくらない大きな支援になるからと考えるからでございます。そのことをお願いいたしまして、私、橋本和之の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で6番、橋本議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時25分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時04分）

再 開 （午前10時25分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、5番、酒巻議員の登壇を許可いたします。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 議席番号5番、酒巻です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、私のほうからは安心して暮らせる公共交通の充実についてという質問をさせていただきます。

本町において電車も国道も通っていない千代田町、公共交通としては広域公共路線バスが館林方面に3路線、太田・大泉方面に1路線という形で、計4路線走っております。その中で公共交通バスを利用されている方というのは、主に学生であったり、あとは病院等、買い物に行かれる高齢者、交通

弱者の方が中心に利用されているのかなというふうに思われます。その中で公共の部分、広域公共路線バスというのは、とても重要なものであって、必要なものというふうにも考えております。そんな中で、町として毎年広域路線バス運行等に関わる負担金という形で2,000万円以上の支出をしております。館林方面に関して、太田方面に関してという形で、それぞれ金額等も変わってくる形ではありますが、そういった部分で町としてはいろんな負担がかかっているというふうに思います。

第五次総合計画等で町民からのアンケート等を聞くと、やはり公共交通に不満があるといったような回答をされている方が多いというふうに思います。先日、第六次総合計画等でも中身をちょっと拝見させていただいたところ、やはり同じようなアンケートという部分で、公共交通に不満だったり不安という部分がやはり多くの町民から寄せられているというような部分があって、その中で毎年2,000万円以上かけているにもかかわらず、やはり不安、不満という声があるのはちょっと考えるものがあるのではないのかなというふうに思います。

そこで、宗川企画財政課長にお伺いしたいと思います。平成28年発行の人口ビジョン及び総合戦略、総合計画等において、町の課題として公共交通の充実が挙げられています。それに対して町として、課題に対してのバスの入替えや路線の見直し等をこれまで行ってきて、利用者数等の部分は向上したりとか、いろんな部分で利便性の向上に町は考えながら取り組んできているのかなというふうに考えておりますが、町としてどの程度、成果、取組みができたのかという部分をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

平成28年3月に策定しました千代田町総合戦略では、基本目標4、人の交流促進の中で、人の交流を促す公共交通の利用促進を掲げているところでございます。利用者の利便性向上のため、走行距離や経過年数に伴うバス車両更新や、通勤通学時間帯を中心とした時刻表の見直しを行うとともに、バスの乗り方の周知活動や、平成31年4月からはスマートフォンでバスの現在地を確認できるサービスを本格導入するなどの取組みを行ってまいりました。それらの影響もありまして、路線によってはつきはございますが、前年度までの実績で、乗車人員数は、若干ではありますが、増加していることから、取組みに効果があったものと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございます。車両を入れ替えたり、あとは路線、時間帯の部分を見直ししたりという形で、以前は館林商工に寄らなかった部分が、館林商工経由になったりという部分で、学生としては本当に利便性が向上しているのかなというふうに考えます。ただ、その中で、令和元年度の決算資料等を頂いた中で、なかなか利用者数、運賃収入が伸びない路線という部分もありながら、見直しをしていく必要という部分もあるのかなというふうには考えております。そん

な中、やはり町外の方が本町に訪れていただくための交流、関係人口の部分にもつながってくるので、本町に住んでいる方だけではなく、いろんな方の交通の足として、公共交通の充実という部分を考えて、これからもいっていただければというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。先ほどもお話しさせていただいたのですが、今年の9月に全協のときに第六次総合計画の資料を配付していただいて見させていただきました。その中でSDGsを踏まえた取組みで推進していくということで、この中にも引き続き宗川企画財政課長にお聞きしたいと思っております。財政計画において公共交通の充実、やはり今回も挙げられております。施策の概要として利用者に合わせた運行経路、便数等の見直しを行うと書かれています。先ほども第五次の部分で、今現在もいろんな部分で見直し等もしておりますが、今後町として、さらに何か変わった取組みというか、変化させていく取組み等があるようでしたら、現時点で構いませんが、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

鉄道及び国道のない本町にとって、広域公共路線バスは公共交通の核となるものでございます。それらは総合計画策定時に実施したアンケート結果からも把握することができます。先ほど酒巻議員からもお話があったとおりでございます。公共交通路線バスは、関係市町で共同運行しており、これまでも乗降調査やアンケートなどにより、ニーズの把握や利便性の向上に努めてまいりました。現在館林都市圏地域公共交通計画を関係する1市4町で策定をしており、今後5年間における館林都市圏の地域公共交通ネットワークの在り方について検討しているところでございます。

具体的には、館林・邑楽・千代田線では、邑楽町の交通ネットワークの見直しに伴いまして、広域公共路線バスの廃止を、館林・明和・千代田線では、千代田町から川俣駅、通学時間帯のみ館林商工高校までの運行となるよう、今後5年間の中で検討していくこととなります。本町においても路線の見直しなどの影響が考えられますが、利用者の利便性を考慮しつつ、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございます。邑楽の部分は大きく見直しが入ってくるのかなと。確かに利用者数としても、1日当たりの平均が令和元年度でも3.3人という形で、若干低いのかなというふうに感じております。時代の変化とともに、いろいろと見直しして、やはり町民のための広域交通であってほしいなという部分がありますので、本当にいろんな部分でアンケートだとか、いろんな調査をしながら、これからも変化をしていただければなというふうに考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。先ほど来からずっと公共交通、路線バスというのは本当に必要、重要ですよというような話をさせていただいておるのですが、やはり町の負担というのも

毎年2,000万円以上がかかって、大体平均2,500万前後ぐらい、毎年4路線でかかっているのかなというふうに考えています。そういった中で、2025年問題ではないですけれども、高齢社会、これからどんどん、今も進んでいるのですけれども、交通弱者という方がますます増えていくのかなという部分で、広域公共路線バスだけでは公共交通としての充実という部分が難しい部分もあるのかなというふうに考えます。

そういった中で、近隣の市町を見ますと、太田市なんかでは、スクールバスの空き時間を利用して、無料で市内を路線バスを運行していたり、あとは隣町の明和町のほうでは、高齢者の外出支援事業という形で、JTBのジェロンタクシーを利用したという形で、昨年8月1日から2020年2月29日という形で実証実験を行って、定額のタクシーという形で行って、今年4月から群馬トヨタ自動車さんの支援を受けながら、デマンドバスという形で「チョイソコめいわ」というのも4月から運行がスタートしています。停留箇所は町内114か所という形で、やはり高齢者の移動手段として確保という部分では、非常に魅力的なものがあるのかな、公共交通の充実という部分では図られているのかなというふうに思います。

また、前橋市では、自動運転バスの実証実験の運行というのが2018年12月から2019年3月31日まで行われました。先日、NHKの朝の報道番組を見ていましたら、茨城県の境町では、自治体初となる自動運転バスの、こちらは定常運転が11月26日から開始したということで、これはもう実際に公道を走っているということでもあります。私も先日ちょっと境町を通る機会がありましたので、実際に試乗させていただきました。私の乗った感想としては、いろいろな部分でまだまだ課題はあるのかなというふうに思いますが、話を聞くと、AIで動くのかなと思ったら、ICTを活用してという形で、運行までに半年ぐらい期間が必要でというような話をいろいろと伺いました。そんな中、本当に近い将来、私たちの身近な移動手段として自動運転の乗り物に乗るのが当たり前の時代がやってくるのかなというのを実感させていただきました。

そこで、宗川企画財政課長にお伺いします。本町においても、交通弱者のために公共交通路線バスとは別に、町内公共交通の充実を図るために、先ほどお話しさせていただいたデマンドタクシーやデマンドバスといったような、何か町民の公共交通の利便性を図るための大胆な見直し等が必要ではないか。そういった部分を研究、検討しているのかという部分をちょっとお伺いさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

現状の広域公共路線バスにおいては、朝夕便は通学及び通勤を対象に、日中便は通院、それから買い物を対象とし、路線バスダイヤの構築を行っておりまして、今後も同様に取り組んでいくこととなります。

また、館林都市圏地域公共交通計画における地域公共交通ネットワークの検討において、軸となる

幹線、本町では館林・千代田線、館林・明和・千代田線、それと大泉・千代田線は今後も継続をしつつ、支線といたしまして、先ほどもお話がございましたとおり、町内巡回線を検討していきたいと思っております。

近隣では、大泉町や明和町において、デマンド型の公共交通に取り組んでいることから、これらの取組み内容や運行実績等を参考にしながら、社会福祉協議会が運行しております施設送迎バスをデマンド型のバスとして活用できないかななどを模索しながら、時代に即した公共交通の在り方を研究、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございます。いろんな部分で研究しているという部分で、そんな中、町で走らせている福祉バスと連携しながらというようなお話もいただきました。ぜひとも前向きにやはり町民の足という部分で考えていっていただければというふうに考えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。本町では、自動車の免許があって運転できるという方にとっては、非常に便利な町なのかなというふうに私も40年以上住んでいて思います。ただ、運転免許がない方にとっては、本当に不便な町という部分でもあるのかなというふうに考えます。そんな中で、先ほども高齢社会という形で、これからどんどん進む現代ではございますが、免許を返納するという部分に関して、やはり高齢ドライバーにとっては不安という部分が拭えないのかなという部分はものすごく感じております。

そこで、宗川企画財政課長に引き続きお伺いさせていただきたいと思いますが、自動車運転免許を返納された方などに対して、高齢者等、町として幾つか補助制度等がありますが、そんな中で今まで以上の支援等を考えていくという部分に関して、交通弱者に対してどのように充実を図っていくかという部分をお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

本町では、高齢者や妊産婦の方の外出をサポートするために、28年4月より3つの支援策を行っております。1つ目の支援策として、満65歳以上の方や身体障害者手帳の交付を受けている方で、自動車の運転ができない方、運転免許証を自主返納された方、自動車を所有していない方が歩行補助用電動車等を購入した場合の費用を補助する高齢者等歩行補助用電動車等購入費補助事業を実施しております。

2つ目の支援策として、寝たきり等の方が外出するための車椅子仕様等車両の購入費、改造費を補助する介護用車両購入費等補助事業を実施しております。

3つ目の支援策として、75歳以上で一人暮らしまたは二人暮らし世帯の方や身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方及び妊産婦など、外出困難な方が通院や手続のため公共交通機関を利

用した際の費用を補助する福祉公共交通利用料補助事業を実施しており、介護タクシーについても補助対象としております。

以上のように、現在3つの補助事業により支援を行っておりまして、今後につきましてもこれらの支援を中心として対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございました。3つの補助事業があるということで、これからもしっかり取り組んでいただければなというふうに考えております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。本町では、平成28年4月より、当時は電車、あとは広域公共路線バスを利用する遠距離通学者に対して、通学定期代の補助を行っていました。今現在、令和元年度からは電車だけというような形になりました。そんな中で、交付を受けている子育て世代の住民の方からは、非常に助かっているよというような声をいただいております。しかしながら、先ほどもあった広域公共路線バスを利用されている方からは、今年から対象から外れたのだねというような声も聞きながら、私も説明を当時受けていたので、これこれ、こういうわけだよという形で、税の関係でというような話をすると、やはり町民の方も納得はしていただいているのですが、そんな中で、やはり町民にとって少しでも子育て世代の応援という部分では、非常にいい事業だったのかなというふうに考えております。予算等の部分もあるかと思いますが、今後路線バスを多くの方に利用してもらいたいという部分も踏まえながら、広域路線バスを復活させるとか、そういった部分、どのように考えているか、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

保護者の経済的負担の軽減、学生の定住及び公共交通利用促進を図るため、町内に在住する学生の遠距離通学のために必要なバス及び電車の定期券の購入に係る費用の一部を補助する制度として、平成29年度より開始しております。今年度より対象を電車の定期券の購入のみとさせていただきました。町の全体的な予算の問題、それからバス運賃については既に割引がなされており、その割引分を町が運行経費としてバス会社に、先ほども酒巻議員からお話がありましたとおり、2,000万以上を補助として出しておりますことから、さらに定期券の購入に係る費用の一部を助成することは二重補助ということになるため、対象外とさせていただいたものでございます。対象外となったことに伴う利用者からの反応は、現在までのところ、役場には寄せられておりません。また、先ほど述べさせていただきまして、二重補助となりますことから、今後につきましても再対象とすることは考えておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 丁寧な説明ありがとうございました。問合せ等は町民からはないというような話もありました。いろんな部分もありますので、その辺また何か変わった新たな支援策、学生、子育て世代にある部分があれば、そういった部分で新たな取組みというのも考えていただければなというふうに思っております。

それでは、最後の質問のほうに移らせていただきたいと思います。先ほどもあったように、ICTやAIというような部分で、デジタル社会という部分で、世の中はものすごく進化、発展して、本当に日々変化していているわけでありまして。そんな中、公共交通の充実に関していろんな考え方や取組み等があるのかなというふうに思っております。そんな中で、これからますます交通弱者という部分、高齢者が増えていく関係もあって、増えていくのではないかなというふうに思っております。

そんな中で、まとめという部分ではないですが、高橋町長として、千代田町にとっての公共交通の在り方という部分はどのように考えているか、最後お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

先ほど企画財政課長が説明しましたとおり、今後5年間については館林都市圏地域公共交通計画に基づきまして、地域公共交通ネットワークを検討していくこととなります。3路線を軸足に、それからさらに支線を考えていくという状況になっていくのかなと。皆様ご存じのように、第六次総合計画には、今現在8万9,000の方が利用しております。さらに、それを5年後には9万人に持っていこうという状況で今目標を立ててやっているとあります。これからますます高齢化社会となる中、交通弱者や免許自主返納者などの増加によりまして、これまで取り組んできた広域公共路線バスの運行経路や時刻表の見直しだけでは、公共交通の充実には限界があると認識をしております。

最近では、公共交通に関するキーワードは多岐にわたり自動運転、グリーンスローモビリティ、検索、予約、決済をスマートフォン等から一括で行うことができるマースといったサービスなど、取り巻く環境は目まぐるしく変化してきております。高齢者にとっては大変、今私が述べたような形で、議員も先ほど述べたように、非常に使いづらいと。使えない方が分からない等々が不満があるのも承知しております。先ほど議員が述べたように、不安が不満にならないように、我々も交通弱者に対して幾つかの支援を行っていこうと思っております。なお、買い物難民におかれましては、皆さんご存じのように、社会福祉協議会にある車両を駆使しながら、3か所を週に1回、2回ぐらいを巡回しながら、買い物難民対策にも当たっております。

今後も本町にとりましては公共路線バス、タクシーや施設の送迎などの地域における輸送資源を総

動員するとともに、大きく変化している環境に対応していくことで、本当に生活の足が必要な方に対する支援をしていきたいと、こう考えております。本町におかれましては、駅のないところです。ですから、これが終着駅だというのはありません。ですから、これからいろいろな、効率を求めるのか利便性を求めていくのかという判断になっていくのかなと思うのです。交通弱者対策だけではありませんが、行政の行っていくのは効率を求める、ある反面は効率を求める。ある意味では利便性を求めていく、赤字でもこれは利便性を求めていくという2つの観点から、これからそのような施策をいろいろ検討していきながらやっていく必要があるかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございました。本当にいろんなやり方があるのかなという部分で、これからも町民が本当に安全で安心して暮らせるまちづくり、公共交通への取組みという部分で、本町に合った形の公共交通の充実という部分、図る必要があると思いますので、これからも研究、検討していただければというふうに思っております。

また、県議会のほうでも、利根川新橋の話等も出ていますが、本当に利根川新橋が架かった際には、埼玉方面に向けても公共交通、新たな形の取組みという部分もよろしくお願ひしたいということで、私からの一般質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で5番、酒巻議員の一般質問を終わります。

続いて、11番、小林議員の登壇を許可いたします。

11番、小林議員。

[11番（小林正明君）登壇]

○11番（小林正明君） それでは、議席番号11番、小林正明です。議長の了解をいただきまして、これより一般質問に入らせていただきます。

移住定住促進の考え方についてお尋ねしたいと思います。現在、国全体の人口が減少する中での町の現状の人口を維持することは困難な状況でございます。第六次総合計画の各種施策に積極的に取り組むことで人口減少幅を抑え、令和10年、約1万1,000人、人口ビジョン計画最終年度、令和42年には約9,300人の人口維持を目指すこととして目標設定を行っております。いかにしたら人口減少を少なくできるのか。

一方、県も地方移住の関心の高まりを受け、東京に近い群馬県も移住に結びつけようとオンラインによる相談体制を整えました。新型コロナウイルスの影響で、従来の対面相談や大規模なイベントなどのPRが難しい中、新たなスタイルで相談を受け付け、群馬県の魅力を売り込むとのことであります。また、策定中の次期総合計画ビジョンでは、3密回避の視点から地方への関心が高まっていることを踏まえると、我が千代田町においても全く言えるわけですが、東京よりも魅力的な要素になると分析もされておるようであります。本県の競争力を高める軸として、オンライン学習やテレワークな

ど、デジタル技術を活用しやすい環境整備などを進め、最先端のデジタル県を目指すとの方向性も示しております。人口減少幅を抑えるために、東京圏からの移住定住の推進を図る必要があります。まさしく東京に近い地方自治体間の競争であるとも考えられます。

つきましては、項目では4項目の質問とさせていただきますが、まず1つ目です。町の各種行事、イベントなどの効果についてお尋ねいたします。そのうちの1つ、近年3年間の交流人口の推移等についてお尋ねいたします。町長、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 交流人口の推移についてですが、町が報告し、群馬県が毎年公表している観光入込客統計調査報告書に基づきまして回答させていただきます。

この調査では、千代田の祭川せがきや産業祭などで、本町を訪れた方を調査報告するものとなっております。近年3年間の推移ですが、平成29年度では7万4,000人です。平成30年度では7万7,400人です。令和元年度では7万1,800人となっております。以前より企画も充実させながら、変化をさせることによって入り込み数も増えていると考えております。これ以外にも周遊ツアーや、ちよだ利根川おもてなしマラソンなどの本町を訪れる方も交流人口と捉えることができると考えられますので、例年7万5,000人から8万人の方が交流人口として本町を訪れていただいていると考えております。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ご答弁ありがとうございました。確実に交流人口は増えていると解釈してよろしいかと思えます。

それで、次の質問です。イベントなどでの波及効果はどのようなものがありましたでしょうか。今町長がおっしゃった利根川おもてなしマラソン、桜まつりあるいは川せがき、産業祭、そして東武トップツアーズのこともございました。効果のあるものが欲しいわけですが、今後の展開も含めて、そのような考え、イベントなどの波及効果についてお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 波及効果ということですが、今年度はコロナ禍でイベントがほぼ中止となっております。昨年度までのイベントについて申し上げます。ちよだ利根川おもてなしマラソンでは、ナンバーカード送付時に町パンフレット、ふるさと納税パンフレットやふれあいタウンちよだ分譲チラシなどを同封いたしまして、本町のPRを行っております。産業祭においては、受付現場に同様のパンフレットを配架し、PRを行っております。千代田の祭川せがきでは、バスツアーを組みまして、多くのリピーターの方が参加されております。また、先ほど述べたように、東武のトップツアーにおいても周遊ツアーですね、においても体験型のツアーを行いまして、多くの方に好評を得ております。

波及効果についてですが、多くのイベントにおきましてリピーターとして千代田町を訪問していただけの方が増えていることや、ふるさと応援寄附金の寄附額の増が考えられております。また、これは後で企画財政課長のほうから報告があると思うのですが、ふるさと納税におかれましても、ここ4年ぐらいで一気に伸びております。昨年度がたしか1億弱と考えております。今年度目標が1億でありました。これからまたふるさと納税のほうも幾つかのイベントを駆使して行うことによって、ますます増えてくるのかなと、こう考えております。イベントを通じまして、千代田町のことを知ってもらい、千代田町の特産物を集めたふるさと応援寄附金を通じまして、千代田町とのつながりを持っていただけたと考えております。交流人口だけでなく、これらの関係人口も大きな波及効果であったと考えております。

また、議員もご存じのとおり、今年2月10日の日に群馬県の公社総合ビルにて、ググっとぐんま観光宣伝推進協議会の臨時総会が行われました。ディスティネーションキャンペーンの決起が行われ、私も参加したのですが、県内一丸となり、観光をPRしていこうという決議がなされました。本町においても赤岩渡船と光恩寺をガイドブックに記載いたしましてPRを行ってまいりました。しかし、今年はコロナの影響で、ディスティネーションキャンペーンも結果は出ずにしまったわけですが、これからのイベント等に関しましては、我々も意識改革をしながら、今まで行ってきたイベントの手法でなくて、意識改革をしていながら、イベントも変化を遂げていくイベントを考えていく必要があるかなと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。今年度は、まさしく新型コロナウイルスの渦中にありますので、やむを得ないところはございます。町長の答弁にもございました東武トップツアーズのバスツアーにおいても、私も毎回参加させていただく中で、わっと思ったことが幾つかありました。リピーターのことなのです。何で2回も3回も千代田へ来たのですか。単純に言えばそういう質問をさせていただきました。いや、おもしろい町だね。私はそれに対して、例えばキャベツ畑で収穫したときの一つの情景をお話しさせていただきます。寒い中、キャベツ畑へ入っていくわけです。荒木農業関係の会長さんから説明があって、小さなナイフを渡されました。私だったら、こんな寒い中、キャベツ取りに行くなんて嫌だな、そんなふうに思いましたが、送り出しですから、にこやかに、どうぞ行ってらっしゃい。手に取って、これは30代後半ぐらいの男性でした。外の葉っぱはほとんどそのままなのです。持ってきてにこにこしているのです。東京に一番近い田舎ですね。何も孀恋まで行かなくてもここでキャベツ収穫体験できます。いやあ、楽しいですね。私言いました。「写真撮りましょう」と。「これをSNSに流してください」と言ったら、「はい、喜んでやります」と。

それから、もう一つだけ言います。これはお母さんとお嬢さんの方でしたが、2回続けて来たのです。春に来て、それから夏ですか、秋ですか、来ました。2回目のときなのです。某農園のイチゴのジャムを2つお嬢さんが手に持っていて、「ああ、私うれしい」と言っているのです。「お母さん、

お嬢さん喜んでますね」と私が聞いたら、お嬢さんが本当に真正面で、しっかり視線を合わせまして、某イチゴ園のイチゴです。「今までどこでも食べたのだけでも、一番おいしかった。秋だからイチゴがない。でもジャムがありました。私これをもう待っていました」。僕は余計なことを言いました。「お嬢さん、ひょっとして独身ですか。いや、千代田には企業があって、職があって、いい男がいますよ」。大笑いしました。そんなことでございます。これは一般質問の中に入れるつもりはなかったのですが、千代田町が頑張っているという姿を私は一言として申し上げました。

さて、2番目の質問です。今後の町のPRの主要計画についてお尋ねいたします。新型コロナウイルス感染症対策を考慮した今後の町のPR計画はどのように考えますか。先ほど町長の答弁にもあったのですが、今コロナ禍ですので難しいかと思いますが、人の交流促進や町の魅力の情報発信、総合計画の中でも書いてございますが、ユーチューブ、ツイッターなどのSNS、そしてみどりちゃんチャンネル、町のホームページ、それから今後考えられると思いますが、PR動画等々が私が思いつくところでもあるのですが、そのような今後の町のPRの主要計画についてお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のシティプロモーション事業として、町のPR動画の作成を予定しております。事業内容といたしまして、アフターコロナを見据えながら交流人口、関係人口の増加に向け、町のプロモーション動画を作成することによりまして、町の魅力をオンラインで町外に発信していくこととしております。現在決定しているものとして、群馬テレビに委託をいたしまして作成を行う「群馬の魅力再発見」があります。ニュース番組内での放送のほか、映像データをユーチューブで発信する予定となっております。こちらについては、ふれあいタウンちよだの販売促進につながる動画となるよう進めております。それ以外については、町の魅力をオンラインやメディアを活用いたしましてテレビや新聞、町のホームページ、先ほど議員が述べたみどりちゃんチャンネル、動画サイト、それとSNS等を駆使しながら、あらゆる宣伝を行っていきながら、PRに努めていきたいと、こう考えております。町外に発信することに、より主眼を置きまして、発信力のある方法で多くの方に千代田町を知ってもらえるよう、町のPRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。

PR動画なのですが、最近の情報ですと、渋川市が新PR動画を3本公開したと。市公式のユーチューブで見られるということを知りました。渋川市は、伊香保だとか、我々から見ても観光拠点がございますが、千代田町においても、水辺のにぎわいの拠点、もちろん渡船も含めまして、結構よく掘り起こせば周遊観光、東武トップツアーズの話もさっきさせていただいたわけですが、十分成

り立つのかなど。そんなわけで、空き家対策等も場合によってはユーチューブで紹介するとか、利活用するとか、町の活性化のための方法もあるかと思います。いずれにしましても、今期はコロナ禍の中での活動になりますので、大変なところはあるかと思いますが、ぜひとも今後検討していただければと思います。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。移住相談説明会と今後の対応についてお尋ねします。そのうちの1つでございます。移住相談説明会の現状についてお尋ねいたします。どこの自治体も人口減少社会の中で、移住定住を増やそうと思って一生懸命やっているわけですがけれども、千代田町においても以前、以前というか今も継続しているのでしょうかけれども、確認したいと思いますが、東京有楽町等々で移住相談会等の会があったかと思いますが、今はコロナウイルスの影響もあって、ひよっとしたらできていないのかな。いずれにしましても、現状を説明いただければと思います。お願いいたします。それから、今後の展開ですね。お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 相談会の現状はということですが、移住相談説明会の現状については、基本的に県が主催する相談会に参加する形を取っております。移住相談会は、東京の有楽町にあるふるさと回帰支援センターを中心に開催され、今年度についても町として3回参加を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での移住相談会が中止となっている現状にあります。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） 厳しい現状分かりました。

2つ目です。移住相談、これは町として考えた場合ですが、コロナ禍での今後の対応についてお尋ねいたします。東京圏からの移住希望者をどのようにしたら呼び込めるのか。近年は、群馬など関東近県への移住相談が多いと聞いております。先ほど町長の答弁の中にありましたが、ふるさと回帰支援センターの理事長の言葉でもございます。コロナ禍でテレワークが広がっているということですので、私たちとして、コロナ禍の中なのですが、考え方についてご答弁ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど述べたとおり、対面での移住相談会は中止となりましたが、代わりにオンラインでの移住相談会が開催されることになりました。10月24日には、邑楽館林地域移住相談会に参加をいたしまして、本町の魅力についてPRを行ったところでありました。今月19日にも、オールぐんまオンライン移住相談会が開催されることから、参加をすることになっております。コロナ禍において、全国的にオンラインでの移住相談会がメインとなってきており、相談者として時間、場所に

とらわれることなく、相談ができるメリットがあることから、コロナが収束した後も継続していくことが見込まれます。本町においても、オンライン移住相談会に対応できるスキルを身につけ、対応していくことが重要であると考えております。

なお、東京圏からの移住だけでなく身近からも考えていこうということで、ふれあいタウンちよだ等々も含めた中、町外にいる職員を中心に、町へ移住可能な職員を中心に、パンフレット等を渡しながら町内への移住も勧めております。

さらには、皆さんもご存じだと思うのですが、東部ふれあいタウン、ここに移住をしてきた方、またあそこに住んでいる方が紹介をしてきた方には、紹介料として手数料ももちろん紹介した方に入るようになっております。

さらには、販売促進制度というのがありまして、千代田の工業団地をはじめ、企業局と町と締結をしているところの従業員さんがそこを買っていただければ、従業員へ2%、また企業と従業員に各1%という制度もございます。商業用地の仲介手数料も含めまして、もし不動産や宅建の資格を持っている業者がそこを紹介していただくことによって、分譲代金の1%を払うという制度も整っておりますので、ぜひ職員はもとより、議員の皆さんも、ぜひ宅建をお持ちの方とか、そのような方がいたら17区に、ふれあいタウン内に住んでいる方がいましたら、そういう制度をお話をしていただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） 各種施策、考えていらしてありがとうございます。町の発展にするためには、人口減少をいかに少なくするか、定住者、移住者を増やすか、それに尽きることは誰もが認めるころだと思えます。ただ、それぞれの市町村によって条件が異なりますので、我が町の利便性というか、生活のしやすさ等々、社会保障制度全般にわたって、千代田は私は他市町と比べても優位にあるように思っております。ぜひ今後ともそういったことで、ご協力というかご努力を継続していただければと思います。

それでは、4番目、最後の質問に入ります。テレワーク環境整備についてお尋ねいたします。先ほども断片的にはお話ししましたが、コロナ禍を背景に地方移住への関心が高まっております。県も地方への関心の高まりを受け、移住に結びつけようと、先ほど町長のお話もございましたが、オンラインによる相談体制は整えたとあります。私たちの町としても、そのようなことを積極的に進める。そのためにはスキルが必要だと町長おっしゃっていましたが、まさしくそのとおりだと思います。いずれにしても、他市町の動向を見ながら千代田のテレワーク環境はどうするのか、お尋ねしたいと思えます。移住者獲得には、テレワーク環境が絶対的な条件、必要であります。現在の環境整備と、そして今後の展開としてどのように考えるか、お尋ねしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） テレワーク環境で最も重要なのは、インターネット持続環境にあると考えております。本町においては、NTTの光回線が全地域で敷設されており、インターネットが高速で利用可能となっているほか、ケーブルテレビにおいてもインターネット利用が可能となっております。環境には問題がないと考えております。本町は、東京から60キロ圏内にありまして、テレワークにお勧めの移住地となっております。今後も、先ほどのシティプロモーション動画を活用しながら、ふれあいタウンちよだ分譲地の販売につなげていければと考えております。

なお、今県議会のほうが12月の定例会を行っているところであります。皆さんご存じのように、新総合計画、県のほうの新総合計画、非常にあのページをずっと見ますと、100ページ近くのページだと思うのですが、知事が打ち出しているのがニューノーマルと。新常識ですね。といいますのは、新たにコロナ禍の中、さらにはこれから将来に向けた中、今までの常識にとらわれることなく、新たな常識を生んでいこうということなのです。ですから、移住促進だけでなく、イベントに関してもいろんな、先ほど酒巻議員が質問した公共交通、交通弱者も含めていろんな部分でニューノーマルというのが一つのポイントになっていくのかなと。我々もその部分で、大切に守るものは守る、新たに改革していくのは改革していくという部分において、移住においても、例えばなかさと公園、東部運動公園をとっても、ワーケーションもあそこでもできるのではないのかと。利根川も河川敷も活用しながら、あそこのところでキャンプ場もできるのではないのかとか、そういうことをいろいろ考えながら、議員の皆さんといろいろ議論を重ねていながら、いい方向に持っていければと、こう考えておりますので、また皆さんのいろんな考えと、また議論を重ねながら、よりよい町をつくっていければと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） 町長、力強いご回答というかご返事ありがとうございます。

実は私もワーケーションの話をしようと思っていたのですが、テレワークがまだ十分できていない、今導入時期にあって、ワーケーションまで言うのはちょっと言い過ぎかなと思って、実は質問を控えさせていただいたのですが、ワーケーションもキャンプ場、まさしく利根川の縁で十分行えるのかなと思います。今後ともご検討お願いできればと思います。

それでは、私としてはまとめに入らせていただきます。地方への誘導に向けた自治体主導の取組みについて、都市で働く人にとって選択肢が増えると評価されています。地域の意向と働く人の希望者とのマッチングが大事であります。先ほど町長の答弁の中にたくさんございましたが、各種手当の事業もそのとおりでございます。各地域の状況を考え、その地域にふさわしい、そして我々住民が移住者あるいは定住者等に対して地域全体でそれを支える必要があるかなと思います。どのようにしたら

移住定住者の増加を図ることができるのか深く考えていく必要がございます。

内閣府のホームページの「いいかも地方暮らし」、「withコロナ時代に考える田舎暮らし」を読むと、4人に1人が地方移住に関心がございます。特に若い世代、地方移住の関心が高まっております。特に東京23区在住の20代では35.4%。内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」、2020年6月21日公表でありました。高い数値になっております。私はこれを見てびっくりしたのです。せいぜい25%、4分の1ぐらいかなと。35.4%という数値になっているそうでございます。やはりコロナ禍をきっかけとして、働き方、暮らし方への意識が変化してきたと考えてもよさそうであります。その背景には、ネット環境やアプリなどのインフラが整ったこと。出社を最優先しなくてもよくなった。もう出社しないのだよ。週1でいいのだよ。そういった企業の考え方の変化もあると思います。

国は、働き方改革を進めることで長年の課題である東京一極集中の是正につなげたい。地方創生の司令塔である国まち・ひと・しごと創生本部事務局は、持続的な地方への移住につなげることが重要。東京から離れて地方にいても東京の仕事が続けられるような環境に変える必要があると指摘でありました。また、東京においては、3か月、4か月間連続転出超過でありました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で人口が密集する首都、都心を離れる、避ける動きが続いていると思われるためであります。これは、総務省の9月の住民基本台帳の人口移動報告であります。

このように、今がまさしくチャンスであります。今後とも移住定住者の増加を目指すべく、人口減少を少なくしましょう。そして、今後も活力あるまちづくりに邁進されますようよろしく願い申し上げます。私の一般質問を終了させていただきます。丁寧なご答弁ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で11番、小林議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、大谷議員の登壇を許可いたします。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 7番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

去る9月の定例会では、橋本和之議員から、利根川の川底に堆積したと思われる土砂を浚渫するのかという質問に対し、建設環境課長の答弁は、国に要望していますとのことでした。大雨が降るたびに上流から土砂が流れ、利根大堰などの遮蔽物がなければ、そのまま海まで流れ、三角州をつくるというのは社会で習ったとおりでございますが、私は橋本和之議員が指摘しなかった河川内樹木に対して質問したいと思います。

ご承知のように、舞木から赤岩にかけての河川内樹木は、本年に水防演習をする予定だったために、きれいに整備されました。一方で、利根大堰付近には、鳥が運んできて成長したと思われる樹木が多数見られます。生い茂っていると言っても過言ではないかもしれません。河川内樹木に対しての考え

方としては、樹木があることによって水の流速を穏やかにして安定的に水を流す。木の根の保持力によって土砂の流出を軽減するなどの効果もあるというのが旧来の考え方の方でした。現在の治水の考え方は、河川敷の樹木等をなくして、増水時の水の流れをスムーズにする。堰等に流木などが引っかかり、堤防を壊さないようにするとの考え方に変わってきているようであります。

そこで、利根大堰の上流にも下流にも河川内樹木が多数見られますが、国交省からどのような計画を受けているのか、建設環境課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） それでは、ご質問にお答えいたします。

利根大堰周辺の樹木に対する国の計画であります。利根川を管理する国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所に問い合わせたところ、治水上で支障となる樹木や土砂の堆積等の状況を見ながら対応していくとのことであります。

なお、利根大堰下流域から瀬戸井地先までの間については、国土交通省利根川上流河川事務所と当町を含む自治体、そして水資源開発公団及び環境関係団体や大学教授などの有識者を構成員とし、毎年、利根大堰周辺の環境に対する検討会を行っております。この会の中でも、利根大堰周辺は希少動植物の生息地となっており、環境団体から生態系の保全が求められているところであります。町としましては、この会の中で樹木の伐採等がある場合は要望をしていく考えでございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 次の質問の答えを先に言われてしまったので、町の考えとしては伐採を要望していくということだったので、建設環境課長のお考えは分かりました。

河川内樹木があることによって、再び利根川がまた台風等で増水した場合に、やはり水害対策上、危険があると思われるのですが、防災を管轄しています総務課長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

河川内樹木が水害対策上、どのような影響があるかについて質問かと思えます。河川内の樹木については、国の河川区域内における樹木の伐採、植樹基準がございます。この基準には、洪水時における水位上昇や倒木による堤防の弱体化など、治水上の支障とならないよう、また良好な河川環境が保全されるよう適切に樹木の管理をするよう定められております。

河川内樹木については、先ほど議員のほうがおっしゃっていましたが、出水時の流速を低減させる効果があるものの、一方では樹木が治水上等の支障となる場合があり、その理由として3つほどございます。1つ目が洪水時に水位の上昇をもたらす。2つ目ですが、堤防沿いに高速流が発生する。3つ目ですが、堤防の樋門等の河川管理施設に根が悪影響を及ぼすなどの影響があるとされております。このようなことから、河川内の樹木については、出水時には水位をせき上げ、また場合によっては樹木外に高速流を発生させるなどして、浸食、洗掘被害を誘発し、さらには流木化のおそれがあること

などを考慮した場合、治水上の観点でございますが、出水時の円滑な流下には悪影響を及ぼすおそれがあると考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） やはり現在の考えでは、あってよろしくないというお考えだと思いますが、先ほどの建設環境課長のご答弁で、希少動物、昆虫、どういのがいるのかと私ちょっと存じないのですけれども、河川内、前レガッタの大会があったときに、町長が動物保護団体があって、なかなか全部切ることが難しいというようなこともちょっとおっしゃられていたのですけれども、利根川というのは、何も千代田町だけが切れて損害を受けるわけではなくて、下流の茨城県、千葉県、全部困るわけなのですよね。そういう意味で、やはり国と一体となって切れないように対策をしなくてはならないということを私は強く思うのですけれども、大泉町は、国への要望活動で、平成27年から5年かけて1,731本、樹木を伐採したそうです。これはその場所、場所によって伐倒だったり伐採だったりということなのですけれども、やはり地元の国会議員さんがいらっしゃいますので、そういうことによって国をも動かせるのだなと。やはり私、仕事で結構利根大堰を通るものですから見ますと、木があって、そこに例えば増水があれば、ごみが引っかかって、要は枯れてしまったような草があってと、結構見苦しいものもあるのですよね。そこをやっぱり、その木があることによって増水時に、例えばそれが利根大堰に引っかかって流れを阻害したりとか、あるいは上中、下中の堤防を傷めたりというようなことも可能性的にはありますので、その辺はやはり国に働きかけていったほうがよろしいのではないかなと思うのですけれども、その辺町長のお考えをお聞かせください。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど建設環境課長並びに総務課長の答弁にもありましたが、一番懸念されるのが台風時における増水に対しての影響であります。まずは治水対策を住民の不安がないよう国においてしっかりやっていただきたいと考えております。先ほど大谷議員が述べたように、我々の上流域にある大泉町、大泉町のほうが中州の古海地区を中心に、あれを全部きれいに伐倒しました。抜根はしていないのですけれども。あれをすることによって、我々下流域にある千代田町も堤防の破壊につながらないという状況にもあるのかなと思っております。我々の町とすれば、利根大堰もありますので、あそこにつかえてしまうというのもありますので、その利根大堰の上流にも、川の中に目で見て幾らか島ですか、ができていところも何か所かあります。これも浚渫のほうも国土交通省のほうに要望しております。ただ、国土交通省のほうも、それを何か所か、予算の都合もありますから、それを取りながら、今順次行っているという状況です。

さらには、利根川の利活用の協議会というのがありまして、これが自然観測ゾーン、自然団体が利根大堰の、まず下流、下流においては、あそこは樹木は一切伐採しないでくれということで、そうい

う団体が3団体ぐらいあるのですけれども、その中で大堰の下流においては伐採はだめだということなのです。その上流においても、あそこに一昨年だったと思うのですけれども、国交省のほうでレガッタの会場を中心にあそこを整備していただいたのです。ただ、樹木のほうは、やはり自然観測ゾーンだということで、なかなかあそこを切っていただけないと。一部は草とかそういうのが繁茂しているところにおいては切っていただいたのです。あそこは名前をちょっと忘れてしまった。何とか街路というのがあるのです。その生植したり、そのようなところだということなのです。舞木地区の、私がずっと、利根川にはよく行くのですけれども、見ますと、14区、中島地区の水防演習をするなかさと公園から下流においてはあそこを整備したのです。その先に、昨年台風19号の関係で地元からも要望も出ております。中島地区においては、国交省に要望しております。あそこのところにおいてもきれいに、樹木のほうも伐採をするようにということで担当課長にも指示はしてあります。

利根大堰の周辺は、埼玉県側からの、千代田町の入り口として、大谷議員もあそこをよく通るということですから、あそこは我々の千代田町にとっては一つの玄関口と同じですから、町の観光的な面も含めてアピールできる場所であります。それらの整備は当然必要と認識しておりますので、いずれにいたしても治水対策と観光的景観、それと自然保護を総合的に兼ね合わせた整備管理方針が必要と考えております。その辺をいろいろ勘案していきながら、国交省に要望するところは要望する。ましてやここで地元で環境副大臣もおりますので、強く要望をしていきたいと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） ぜひともあのときに切っておけばよかったのというようなことにならないように、国の予算もあることですから、国も計画を立てて順序よくというか、弱いところというか、そこから目星をつけてやっているとは思いますが、その辺も、とにかく千代田町というのは東京圏に水を送っている大事な堰があるところですから、その辺も、ここがなかったら困るのだよということで、よく国を動かしていただきたいなど、このように思います。

続いての質問なのですが、これからの千代田町はどうあるべきかということで、雑駁な広い範囲になってしまうのですけれども、町長にお尋ねしたいと思います。最初なのですが、農工商のバランスの取れたまちづくりはということで、先ほど橋本議員が蛭間会長にいろいろ農業のこととか、ソーラーのことをお尋ねしていたのですけれども、私も議員になる前ずっと、私のおじごの天神原の田んぼをずっと何十年も田植え、稲刈り、麦刈りといろいろやってきたものですから、ある程度知っているつもりではいるのです。

そこで思うのは、特に麦刈りをしたときに、できた麦を富永のカントリーに、その当時は軽トラックが何十台も並んで、数珠つなぎになって、軽トラックの展示場かなと思うほどの雰囲気になるところなのですけれども、それを見たときに、私が若いと言っていいかどうか分からないのですけれども、我々世代で農家をして持ってきているという人というのが恐らく5人といない。10人いないと思います。ほとんどはもう若い人で60代、もう70、80の人も運んできています。そういう中を見ていると、

ここ5年、10年になると本当に耕作放棄地どころか、農業をやる人がいなくなってしまうのではないかと。やっぱり国の政策なので、町にどうこうと言っても酷な話なのですけれども、やはりもともと元来、日本の農業というのは、きめ細やかでおいしいものを、安全なものを作るという農業だったはずなのです。それがだんだんそういう担い手がなくなってくると、アメリカ型の集約した大規模栽培というか、大農地でやるようなことにだんだん今転換しつつあります。そうすると、やはり細かいところに目が届かなくなっているのではないのかなというのは私個人も考えるところなのですが、やはり今後農家の担い手として5年、10年たったときに、農業委員さんもかなりご高齢ですし、本当に30代、40代の跡取りというのを育成しないと、本当に農家というものがなくなってしまうのではないかなと私危惧しています。それがまず、本町の考える町の1点。

工業に関しては、町長も工業団地造成ということで、町の税収を上げなくてはならないということで意気込んでいることは大変評価したいと思うのですけれども、商店ですよ。先ほどもいろいろ出ましたけれども。私のうちも含めて商店というのが結構何店舗か昔ありました。それが全部高齢化と大手スーパーの進出によって、名前を出して恐縮なのですけれども、今は多分永楽地区だと栗原さんしかないですよ。富永地区だと大きいところだとジャパンミートさんがやっているぐらいで、あとはそれに代わって、昔なかったコンビニが増えてきたというふうな状況です。やっぱり酒巻議員のおっしゃっていた交通弱者の件でも、お年寄りの方は、ではどうしているのかというと、結構コンビニに買いに行っているのです、不思議なことに。やはり3世代家族で、子供とか孫に買ってきてくれと言えるうちはいいのですけれども、独居老人で、おじいちゃんが免許を返納してしまったから足がないのだよという人は、相当困る状態が5年、10年たったら来ると思うのです。その辺やはり町長も、今交通弱者対策をしていくのだよとおっしゃっていましたが、その点私も不安に思っていますので、その点、農工商バランスの取れた施策というか、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 農商工業と、これのバランスの取れたということなのですけれども、非常にいい質問だと思います。まずは、農業従事者の高齢化や後継者不足については、全国的な問題であります。本町としても、解決や解消したい問題として認識しております。一朝一夕での解決は難しいですが、今いる農業者が農業を継続できる環境づくり、新規就農を志す方の支援が重要であると考えております。この第六次総合計画の中で、農業の認定農業者が法人を除き、今現在54人なのです。それを60人に持っていこうという目標を今立てております。さらには、農地の集積率を、今54%なのですが、これを60%に持っていこうと、このような形で目標を今立ててやっております。

さらには、農業のほうに支援策といたしましては、主食用米や加工用米の出荷者への補助制度であります水田農業機構改革対策事業費の補助金と農業用機械の購入費の補助金、新規就農者を対象とし

た新規就農支援事業の補助金などを取りそろえております。さらには、新しい商品を開発したり、農業におかれましても、やる気のある方には町としてサポートしていきたいと、こう考えております。

工業については、県及び商工会と連携した既存事業主に対しまして支援を継続していきたいと、こう考えております。これについては、商工会と連携していきながらやっていければと考えております。今現在、プレミアム商品券30%のほうを今募集いたしております。もし募集オーバーしたときには抽選ということになっておりますので、もしまだ知り合い等がございましたら、ぜひPRしていただければと考えております。

小売業が今現在83事業所あるのです。小売業と卸売業の事業者数が83事業所、町内にあります。これは商業です。小売業の年間売上高、販売高が28年度ベースで312億円ございます。これを令和6年には492億円に目標を定めております。さらには、グルメガイドに掲載されておる店舗数が37店舗です。これを約40店舗に持っていこうと、こういう目標も立てております。

また、造成地の工業団地におかれましては、新規工業団地の事業化を推進していきたいと、こう考えております。新規企業の進出に伴いまして、固定資産税の新たな自主財源の確保を目指していきたいと、こう考えております。

商業におかれましては、先ほど述べたように商工会と連携して支援を継続していきたいと、こう考えております。ふれあいタウンにおかれましても、住宅団地内の商業用地については、町内はもとより町外、県外からの集客も多いジョイフル本田千代田店様を核といたしまして、先日報告させていただいたマナビンテリアハーツ様に続く企業進出の誘致を進めてまいりたいと考えております。

先ほど質問があったように、買い物難民とか、こういういろんなことがあるのかなと思うのです。議員が述べたように、西地区に店舗が1店舗、向こう側に、東地区に1店舗という状況。さらには、コンビニ等もあるのですけれども、この辺をまず買い物難民対策として、2か所プラス1か所なのですけれども、そこに薬屋さんがあるのですけれども、そこを含めた中で、車で買い物難民対策とかも含めた中で、駆使しながらそれも行っていきたいと、こう考えているのです。さらには、コンビニとか、いろんなところも含めた中で、いろいろ行政と提携しながらやっていければと考えております。

昨日ですか、ある協同組合の方が来まして、いろいろ1時間ばかり意見交換させていただきました。その業者が群馬県と新潟県を抜いて全国展開しているのですけれども、その業者は関東地方においては群馬県と新潟県を除いて移動販売も行っているのです。ですから、ぜひやってくださいという話もいたしまして、検討させてくださいと。坂部課長のほうを窓口で紹介もさせていただきました。そのようなことを、いろんな状況を含めた中でやっていければと、こう考えております。

また、先ほど述べたように、工業のほうの振興策も、今現在、平成30年度の数値ですけれども、製造業の事業者数が76事業所あるのです。これを全部で最終的には80近くに持っていききたいなというふうに考えております。製造業の出荷額なのですけれども、これが30年度比で1,954億円なのです。これを2,031億円に持っていききたいなと、こう考えております。千代田町は、1年に1回、群馬県が発

表いたします町民、県民ですね、1人当たりの所得が断トツで1位となっています。数字はちょっと忘れましたが、その辺を含めていきますと、2位がたしか今年度は大泉町と。3位が明和町ということもあります。ですから、これから人口減等も含めていながら、働きやすい、暮らしやすい町を目指していければと、こう考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） そこで、確かに工業出荷額と所得というのも何か上毛新聞に出たと思うのですけれども、誰がそんなにもらっているのだろうかなど私疑問でしょうがないのですけれども、先ほど小林議員も移住定住促進ということでお尋ねがあったと思うのですが、住むというときの条件として何があるのだろうかと考えたときに、例えば交通の便がいいとか税金が安いとか、ちゃんと衣食住全部そろおうというのが多分移住してくるとい条件かと思うのです。そういったときに、例えば厚生病院の問題で恐縮なのですが、厚生病院の院長が、若い医者が来てくれないと。そうしたときに、どうしてなのだと私尋ねたら、例えば前橋の若い夫婦のお医者さんが、館林へ行ってくれといったときに、本人はいいのだけれども、奥さんに反対されると。なぜかという、子供を通わせる優秀な学校がないからと言われたそうなのです。館林だったら、もしかしたら加須の開智未来学園に医学部コースというものもあるので、そっちに通わせてもいいのかなと思うのですけれども、確かに優秀な人の悩みで、優秀な学校がないというのも、なるほど、そうなのかなとも思いました。

やはり明和町さんとよく千代田町比べますけれども、確かに川俣駅があるのとないのとという雲泥の差があって、もうインターバル、差をつけられてしまっているわけなのですけれども、その中でも本町頑張っていると思うのですが、やはり周りを見渡したときに、これはちょっと手前みそで恐縮なのですが、我々の同級生で太田高校へ行った人というのは、大体国立大学等々行くのですけれども、ほとんど都内とか大阪とか住んでしまっていて戻ってこないのですよね。なぜ戻ってこないかという、働く場がない。だから、前もちょっと申し上げましたけれども、大泉、太田というのは、当時サンヨーさんがあったり富士重工さんがあったりと工業のまちであって、現場労働というか、現場労働に関しては職があるのだけれども、大卒としてはなかなか職がない。大卒の人が何をやるのかという、皆さん方の公務員という、役場の職員になったり、あるいは先生になったり、太田の市役所の職員になったりとかと。そうすると、なかなか大卒の職場ないのかなと。大卒の職場があれば、それなりにまた所得も上がるでしょうし、人口増もつなげられるのかなと思ったときに、京都の精華町というのが、東のつくば、西の精華町というので学研都市を目指しているというのがあって、いろんな会社の研究機関があるのです。そういうのも町長、工場ばかりではなくて、研究施設というものも持ってくるのも案かもしれません。私そういうふうにも思いました。やはりそういう研究施設があることによって優秀な人材が集まってきて、その人たちが千代田町だったら子供を通わせていいようなどころだなと思ってくれれば、どんどん所得の増えた連鎖が生まれるのかなとも思いますが、その点町

長いかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 人口減少ですよ。これは皆さんご存じのように、あそこの東洋大学、東洋大学もこれ4年後ですか、に撤収ということが報道されております。さらには、新しくソフトバンクグループに行った役員の方が独立をして、もう既に2つの大学をやっておるのです、国内で。そこで3例目で大学を誘致したいと。東洋大学が撤収した理由というのは幾つもあるのだと思うのですが、なかなかやっぱり人も集まらない。さらに働く場所がないのです。東洋大学の学生がアルバイトをする場所はどこだということなのです。そうすると、太田のほうへ行ったり館林、大泉辺りでアルバイトをやったり、そういう状況があった。一つのバランスを考えていく必要があるのかなというふうに考えています。

人口減少対策については、これまで平成28年3月に策定した総合戦略を中心に、各種事業に取り組んでおりますが、現状では目標としていた人口を下回っている状況にあります。そのため、本定例会で議案として提出させていただきました第六次総合計画の一部として千代田町総合戦略を組み込みながら、より一体的、重点的に人口減少対策に取り組んでいきたいと考えております。人口減少については、本町のみならず、国全体の課題であります。長期的な視点で取り組むとともに、交流人口、関係人口の創出からも移住定住につなげていけるように、様々な施策を展開していく必要があるかなと思います。以前、議会のほうにもお知らせをさせていただきましたように、町内で1年間で出生が今約50人から70人ぐらいなのです。お亡くなりになる方が約130名から150名なのです。転入者が約400名前後なのです。転出者が約400名前後なのです。自然減少を考えていきますと、これで1年間で約50人から70人が減っていくのです。そこで、私はいろいろ日々考えるのですが、これは何とかならないのかなと。今日も上毛新聞の1面に記載されておりましたが、高崎市が1時間約200円で、若い世代の方たちを応援しようと、これを1年、2年前から行っているのですが、妊婦さんとかお子さんがまだ小さい子がいる家庭、いろいろ大変ですよ。子育ても。そういう方が電話を入れれば、1時間で200円で掃除したり買い物を助けてやったり、こういうことも行っているのです、この辺も今健康子ども課長といろいろ相談しながら、いつから始めるかも含めた中でやっていければと、こう考えております。

ちなみに、来年こども園の申込者が294名であります。こども園の申込者が294名。昨年から思いますとかなりの伸び率であります。これを未就学児の子どもさんたちが1年に入学をして、さらには入学をしたら、転出していく、転校していく方は少ないと思いますので、子育て世代にも手厚く、いろんなことを考えながらやっていく必要があるかなと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 当然ゼロ歳児保育からしているハードの面というのも大切なのですが、

いかにここに土地を買って家を建てて住みたいと思わせるようなまちづくりにしていただきたいなと思います。

それで、最後の質問なのですけれども、合併問題についてお尋ねいたします。昔、太田市を含めて1市5町の合併というのが持ち上がったのですけれども、大泉が離脱しまして、千代田は飛び地になってしまうということで合併問題は壊れてしまいました。その後、西邑楽3町の問題というのもあったかと思うのですけれども、今後やっぱりコロナ禍で国が財政出動している中で、国にお金がないという中だと、交付金がだんだん当てにならなくなってくるような財政を強いられることになるかと思っています。そうしたときに、やはり独自でお金を用意するにはどうするか。やはり町長がおっしゃった工業団地で財政力を、基盤を強くするというのは大事なのですけれども、例えば西邑楽3町を見たときに、大泉さんというのは土地がなくて困っているのですよね。といったときに、もし西邑楽3町でも合併できれば、一体となって、千代田町に、ではそういうハードの面で建物を建てますよと。工業団地を造りますよと。一体の中で、今度予算がパイが大きくなった中で、いろんなところで今度手厚く手当てできるようになります。例えば太田市なんかを見ますと、太田市の文化会館ですか、市民会館ですか、すごいのができましたよね。あれはもううちの町の予算ぐらい達するような規模だと思うのですけれども、そういうことも大きくなればできるので、やはりこれからはそういうことも必要になってくるのではないかな。町長はなるべく合併したくないのかどうか分かりませんが、その辺、近未来的でも構わないのですけれども、町がどうあるべきかというのを最後の質問として町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 合併問題ですが、久々の質問ということでお答えいたします。

本町のこれまでの合併の経緯は、先ほど議員が述べたように、太田市と周辺5町による合併協議会が設置されましたが、平成14年12月に1市5町任意合併協議会から本町と大泉町が脱会いたしました。その後、平成15年3月には西邑楽3町任意合併協議会が設立されましたが、法定協議会に移行後に新市の事務所の位置をめぐる協議において、3町で合意が得られず、平成16年9月、西邑楽合併協議会が休止となっております。私がちょうど12年前に議員に当選したときも、当時の安楽岡市長のほうからアプローチがございまして、館林邑楽郡でどうだという話が出ました。当時、青木議員が特別調査委員長に就任しまして、私が副委員長になりまして、何度か足を運んで、館林等の議長をはじめ議員さんとも意見交換をさせていただいた経緯がありましたけれども、これもそのままになってしまいました。それ以降、本町は単独で行政運営を行っていく自主自立のまちづくりへ方向転換をいたして現在に至っております。平成の大合併時には、国において特例債というのが財政上の優遇策が設けられておりました。現在は、この合併特例債は廃止となっております。

一つの考え方といたしまして、私はよく思うのですが、行政間の壁を低くしていこうと。ごみの問

題、斎場の問題、し尿の問題、先ほどお話が出た公共バスの問題も、あらゆるそういうのが広域で、議員が述べたようにパイを大きくすることによって町民の負担が減るということが、私はそのように考えております。ですから、行政間の壁を低くしただけでなくて、それでは国が目指している道州制、これも含めていきながら、今後3町は大体人口は館林に匹敵する7万人ちょっとになるわけです。太田が今22万人超ですから。さらには館林とここでいくと約十四、五万という数字もあります。さらには、国内ではここしかないのですけれども、両毛圏という、両毛地域というのがあるのです。そうしますと佐野から桐生、太田、ずっと板倉まで含めて、この人口が約90万弱ぐらいあるのです。こう考えていきますと、向こうの宇都宮に匹敵するぐらいの大都市にもなります。そのようなことを、みんな町民もいろんな事情があるわけです。今の段階は、私も職員も議員さんも含めて、今の段階では町民にいろいろ合併の問題を投げかけて、いろいろ聴取をします。聴いて、何が将来的にいいのだろうかという状況が来ましたら、皆さんと協議しながら、町民の皆さんとですね、あとは議員の皆さん、行政と協議をしながら、ベストな合併に持っていければいいのかなと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 大変ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で7番、大谷議員の一般質問を終わります。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休 憩 （午後 零時10分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、4番、大澤議員の登壇を許可いたします。

4番、大澤議員。

[4番（大澤成樹君）登壇]

○4番（大澤成樹君） 改めまして、こんにちは。議席番号4番、大澤でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策ということでございますが、その中でも特に、千代田町でも1名の感染者が出ているわけでございますが、差別、偏見、いじめ防止対策、それからコロナ鬱対策、そしてコロナ禍における自殺対策というところで順次お聞きしたいというふうに思います。

まずは、差別、偏見、いじめ防止対策であります。現在も皆さんもご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の患者は、とどまるどころか増加傾向にあります。そして、私たちの住むこの館林保健所管内においても感染者が増加しているところであります。それはとても身近な存在となってまいりました。今まで対岸の火事といった感覚もあったのかもしれませんが、すぐそこまで、本町までウイ

ルスも来ているのだなという状況でございます。

そこで懸念されるのが、感染者を特定しようとする動きと感染者に対する誹謗中傷であります。また、全国各地でデマ情報が流されるという、そういう問題も増えてきております。真実を確認する前に、SNSや口コミで拡散されてしまい、被害に遭われた方は風評被害により疲労こんぱいしていることと思います。人権侵害が助長されることで、感染を疑われる人が医療機関などへの申告や受診を控えたり、感染経路や濃厚接触者の有無といった調査への協力ができなくなったりすることにもつながり、感染症拡大の防止に支障を生じさせる結果にもつながりかねません。

また、今後も増え続けると予想される感染者は、大人だけでなく、子供たちへの感染が広がる可能性も否定できません。そこで懸念されるのが、感染または完治した児童生徒への誹謗中傷であります。これは、いじめに直結することも十分に考えられ、見過ごすことはできません。大人をはじめ子供たちも新型コロナウイルス感染症に対し、正しい知識を持たなければ患者に対する偏見は消えることはなく、問題が解決することはありません。

本町においても、差別、偏見、いじめの被害者、また加害者とならないための対策が必要であるというふうに思いますが、現状どうなっているのか。また、防止対策にどのように取り組んでいるのか。町民に対しましては、住民福祉課長に、児童生徒への取組みにつきましては、教育長、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、不安や偏見により、感染者やその家族及び最前線でウイルスと闘う医療従事者や物流を支える運送業者などのエッセンシャルワーカーと呼ばれる方々への誹謗中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が起きております。このような差別やいじめが生まれる背景には、新型コロナウイルスに対する正しい知識を持たないことから、過度に不安や恐れを抱いてしまい、過剰な行動に走ってしまうことがあります。正しい情報や知識がないと人は不安になります。そこで、正しい知識の普及と啓発が防止対策として大変重要になってきますので、広報紙、ホームページ、回覧といった方法で今後も周知してまいりたいと思います。

また、現在前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会が「STOP！コロナ差別」というリーフレットを作成しているところでございます。その中で「私たちの敵は「ひと」ではなく「ウイルス」です」、「新型コロナウイルスと戦っている人への差別や偏見はやめましょう」、「正しい情報に基づいた冷静な行動と周囲への思いやりをお願いします」といった文言のほかに相談窓口が掲載されます。

「みんなの人権110番」、「子どもの人権110番」、「女性の人権ホットライン」、「外国語人権相談ダイヤル」、それぞれの電話番号が紹介され、「ひとりで悩まず電話してください」と書かれております。本町には12月中旬に納品予定ですので、その後、回覧させていただきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症に限りませんが、人権・行政合同相談を毎月第2水曜日に実施し

ております。広報やホームページでもお知らせしておりますが、経験豊富な人権擁護委員及び行政相談員による相談会ですので、こちらもご活用いただきながら防止対策に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 新型コロナウイルス感染症の差別及びいじめ防止対策で、学校はどのようなことをしているかということでお答えさせていただきます。

小中学校においては、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、いじめ防止対策として次のような取り組みを行っております。まず、児童生徒に対しまして、新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、差別や偏見を防止できるように新型コロナウイルス感染症とはどのような病気なのか、またどのように感染が広がっていくのかなどといった基礎知識について、発達段階に応じて指導を行いました。その後、自分や家族、友達を新型コロナウイルス感染症から守るためにできること、しなければならぬことを確認しました。

学習教材としましては、文部科学省や日本医師会、日本赤十字社が作成した資料を用いました。また、せきをしている。登校時における検温で熱がある。医師の指示等により出席を控えているなどといった児童生徒への偏見や差別、いじめが生じないように生徒指導上の配慮等を十分に行うよう教職員に対して周知し、適切に対応するよう指示しております。

さらに、児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由とした差別などに悩んだ場合は、定期的実施している学校生活アンケートや電話などによる相談業務により対応するとともに、日頃から児童生徒の状況を的確に把握し、教職員や心の相談員によるきめ細かな支援を行ってまいります。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの関係機関の支援も得られるように働きかけを行ってまいります。

以上のような対策に取り組んでいるところでありますが、当然ながら新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、いじめは決して許されるものではありません。学校では、このようなことが起こらないように児童生徒が自ら考え、適切な行動が取れるように、引き続き差別などの防止対策に取り組んでいきたいと考えております。また、必要に応じ、人権教育推進協議会などとの連携、協働も視野に入れた取り組みの推進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。やっぱり皆さん、なかなかしつかりとした正しい情報がないから不安になるし、人を傷つけてしまうようなことが起こるのだろうかというふうに思っております。誰かを傷つけるような言葉や行動はせずに、相手の立場になって思いやりを持って行動していくことが必要なのだと思いますし、町民、また児童生徒へもその辺の周知を図っていただきたいと

思います。

そんな中、思いやりということで、さっき住民福祉課長のほうから「STOP！コロナ差別」というお話がございました。群馬県もシトラスリボンプロジェクトに賛同しておりまして、冊子を配布しているところがございます。このシトラスリボンプロジェクトというのは、新型コロナウイルスに感染した人やその家族、そして医療従事者等に対して応援しているという気持ちを伝えることと感染者が差別を受けにくい環境を整える目的で始まった運動でありまして、感染者に対して誹謗中傷が起きた4月上旬に、コロナ差別解消を目指して愛媛県松山市の市民団体が始めた啓発活動であります。全国的に活動の輪が広がりつつありまして、先ほどもお話ししましたが、群馬県においてもこのプロジェクトに賛同し、「STOP！コロナ差別」と題したメッセージチラシ配布しておるはずでございます。このシトラスリボン、3つの輪が地域、家庭、職場や学校をイメージした飾り結びとなっております。感染者の方々がそれぞれの場所へ安心して戻れるようにと願いを込めたものであります。感染者、また感染者家族のためにも、本町においても啓発の輪を広げていただきたいというふうに思っておりますが、シトラスリボンプロジェクトに賛同して普及活動に取り組む考えについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関連しました偏見や差別が全国的な話題になっていることに対しまして、先ほど大澤議員がお話しされたようなシトラスリボン運動の展開が全国的な広がりを見せていることは認識しておるところでございます。全国の各自治体においては、こうしたシトラスリボン運動や、さらには新型コロナウイルス感染症患者等の人権擁護に関する条例制定、そういった事例も全国的には見受けられます。本町におきます新型コロナウイルス感染症による差別問題を発生させないための対応策につきましては、先ほど岡田教育長や住民福祉課長が申したとおり、一人一人の正しい知識と理解を深めるための人権啓発活動のほうが重要であると考えてございます。こうしたことから、本町では新型コロナウイルス関連だけにとらわれることなく、様々な分野におきます人権擁護に関する啓発活動を定期的に広く町のホームページや広報紙、さらには町内等の感染動向にもよりますけれども、人権教育のための講演会や研修会、そういったものも展開していきたいと考えてございます。

なお、本町のシトラスリボン運動のプロジェクトの取組みについては、全国的な広がり状況あるいは群馬県内及び近隣の市町村等の動向も踏まえて、効果なども十分考えながら今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。本町も率先してやっていただけるのかなというふうにちょっと思っていたところもありましたので残念なのですが、全体的な部分でシトラスリボン、コロナ対策ということにこだわらずにというふうなご答弁もいただいたというふうに思っておりますの

で、ぜひとも周りの状況を見ながらというよりは、率先して千代田町からも、目に見えて分かりやすい、このシトラスリボンというのを発信してほしいなというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。コロナ禍における精神的、心理的不調を訴える相談状況と対策についてであります。これまで鬱や精神的な疾患に全く縁がなかった方も体の不調を訴え、病院を受診する方が多いというふう聞いております。コロナ鬱の症状は、不安や恐れ、焦りという特徴があるそうでありまして、日々マスクなどのコロナ情報を見聞きし、感染者数報道により不安や恐れ、また自分がコロナに罹患し、人にうつさないかと心配し、自宅から出られなくなるというような方もいるそうであります。ネガティブな情報だけでなく、ポジティブな情報もしっかり発信し、コロナの正しい知識で正しく怖がる。新しい生活様式をしていかなければならないと考えておりますが、本町における相談状況と対策について、こちら健康子ども課長、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する心のケアにつきましては、社会的な問題として大きく取り上げられております。感染状況が拡大したり、長期化したりする状況におきましては、不安やストレス、それから恐怖心、怒りや興奮、不眠など、心や体に様々な変化を引き起こす可能性もございまして、こうした状況につきましては、年齢や性別などにかかわらず、誰にでも起こる症状だと言われてございます。

本町におきますコロナ禍における精神的、心理的不調を訴える地域の方の相談受付状況でございますけれども、現在までのところ、保健センターのほうに来館や電話あるいは訪問等によるご相談は現在までのところいただいておらず、新型コロナウイルス感染症に関する感染疑いに関する相談などが時々ございます。そうしたケースにつきましては、県の対応方針に基づきまして、身近なかかりつけ医や県の受診相談コールセンターへのご相談をご案内してございます。

また、本町におきます精神的な心の相談事業につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症が話題になる以前から、精神科医師の協力をいただきまして、定期的に心の相談事業のほうを実施しているほかに、館林の保健福祉事務所や県のこころの健康相談センターなどとも連携して対応を図ってございます。本町でも、今後とも年間を通じて精神的あるいは心理的不調を訴える方々をはじめといたしまして、様々な健康相談に対しまして柔軟に相談のほうに対応してまいりたいと思っておりますので、そういった町民の皆様からご相談があった場合には、速やかに適切な対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほうお願いいたします。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） 今のところ相談はないということで、今後あれば適切な対応をしたいという

ことであったかと思えます。なかなか、先ほど来お話ししておりますが、正しい情報を持っていない中で不安に感じられる方もいらっしゃるのだらうと思えます。少しでもその不安を解消して日常生活が取り戻せるようにするにはどうしたらいいのかということをしっかり考えていかなければいけないのかなというふうにも感じております。まだまだ未知のウイルスの部分もありまして、正しい知識も、また新たな治験が加わったりしている状況でもあります。ぜひとも町民の皆様が不安な気持ちを取り除けるように、引き続き今できることをしっかりと行っていただければありがたいと思えます。

次の質問に入ります。次は、町職員についてお伺いをいたします。今過労死の防止とともに職員の健康を確保することも課題となっております。本町においても、職員の心の健康づくりのためのストレスチェックの実施や研修開催、職場の環境改善等、積極的な取組みを推進していることと思えます。本町でも新たな取組みとなる新型コロナウイルス感染症対策に奮闘しており、日々の業務に加えて3密の回避や定期的な消毒など、感染防止対策にも注力している状況と思えます。そんな中で、心の健康を保てなくなり、心身に不調を来している職員がいるのかいないのか。また、そうならないための職員のメンタルヘルス対策についてどのように取り組んでいるのか、総務課長、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活や社会に大きな影響を与えております。3密回避やソーシャルディスタンスといった言葉がすっかり定着し、買い物や食事などの日常生活においても新しい生活様式の実践が求められております。また、職業生活においてもテレワークやローテーション勤務、オンライン会議など、働き方の新しいスタイルが社会に根づいてきております。こうした中、我々行政の仕事は、町民生活にとって停止させることのできない仕事でございまして、コロナ禍においても業務を継続していかなければなりません。新型コロナウイルス感染症への対応をしつつ、業務を継続していくためには、職場における感染とその拡大のリスクを可能な限り低減した上で行政運営を行っていく必要がございまして。我々の日々の業務も、出勤時の検温記録に始まりまして、常時マスク着用や小まめな消毒の実施、また会議や打合せ時での3密対策など、これまでにはなかった対策が必要になっている状況でございまして。町職員としての責任と危機感で日々こうした対策を行っておりますが、その一方で職員一人一人がプレッシャーやストレスを感じていることも事実かと思えます。

現時点において、総務課へ相談に訪れる職員はおりませんが、コロナ禍で職員が抱えている焦りや不安に対して課局長を中心にコミュニケーションを取って、一人で抱え込まない雰囲気づくりを心がけるよう取り組んでおります。また、町長のほうからは、常々悩んでいたたり、疲れていそうな職員には声をかけるようにとも言われております。職員は、コロナの影響でこれまでにないストレスを感じながら業務を進めていかなければならない状況でございまして。従来の仕事のやり方に固執せず、柔軟

に組織として対応していけるような職場の風土づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） 今のところいらっしゃらないということで、コロナ禍でもありまして、今まで以上に職員の仕事量も増えているのだろうというふうに思いますので、しっかりとサポートをしていただかないと、せつかくのこのようなすばらしい職員が休んでしまったり、辞められてしまったりということは、町にとってもマイナスなのだろうと思いますので、メンタルの不調を未然に防止する取組みにつきましては、今後も強化をしていっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、自殺対策に入ります。誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、本町でも自殺対策計画が策定をされました。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因があることが知られております。このことを鑑みますと、コロナ禍には継続的に、長期的に自殺に追い込まれる要因が増大してくるということも考えられ、このことについては今後注意を最大限に払っていかねばならないというふうに考えています。

そこで、命の門番とも言われるゲートキーパーの役割ですが、自殺の危険を抱えた人々に気づき、適切に関わることであります。この資格につきましては、特別な資格というものがありませんで、地域の医師や保健師をはじめ、行政や関係機関など相談窓口、民生児童委員や家族、友人といった様々な立場の人たちがこの役割を担うことが期待されております。おのおのの領域によって求められる役割は異なるというふうに思いますが、ポイントとなる主な要素は、気づき、傾聴、つなぎ、見守りであります。9月決算審査のときには、コロナ禍でゲートキーパー養成講座の開催が先送りになっているというようなご答弁をいただきましたが、現状と今後の展望についてお聞かせください。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。悩みを抱えた人は、人に悩みを言えない、どこに相談に行ったらよいか分からない、どのように解決したらよいか分からないなどといった状況に陥ることがあります。特に現在のコロナ禍では、悩みも多様化している上に、自粛等によって孤立しやすい環境となっているため、精神的に追い詰められて、最悪の場合は自ら命を絶ってしまうこともあります。自殺の多くは、追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる行為です。もし身近に話をよく聞き、一緒に考えてくれるゲートキーパーがいたならば、悩んでいる人の孤独を防ぎ、安心を与え、生きるために違った選択ができることと思います。

現在、本町のゲートキーパーの人数は把握しておりませんが、今年度は千代田町自殺対策計画にもありますとおり、ゲートキーパー養成講座の開催を予定しております。コロナ禍という状況下ですので、まずは地域の皆さんに身近で深く関わりのある民生委員児童委員に受講していただく予定としております。今後も命の門番と言われるゲートキーパーの人材育成のため、養成講座を幅広い分野で継続して開催し、自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上に努めたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。取りあえず現状の人数は把握していないということですので、把握してほしいなと思うのが1点と、民生委員児童委員を対象にゲートキーパーの養成講座が開催されるということでもありますので、よかったなと思っているところでございます。

また、ぜひとも私は職員の皆様にもゲートキーパー養成講座を受講してほしいなと思っております。まず今いる職員の皆さんが講習を受けていただく。新たに来年度以降新規の職員が採用されたときには、また受講していただいて、今いる先輩がフォローアップもするという形になれば、このゲートキーパー養成講座の意義、大きく高まるのかなというふうにも考えております。

また、町民一人一人もゲートキーパーである必要があると思っておりますので、先ほど民生委員児童委員向けに開催をするというお話いただいたところでございますが、例えば東京の町田市では、ゲートキーパーの養成講座をユーチューブを使って配信をしているというようなやり方もあるようでございます。本来は、対面でのやり取りが重要なのだろうというふうに思いますが、動画の視聴やオンライン講座をもって研修とすることは、従来型の日程と会場の制約から参加ができなかった人も受講ができるなどのメリットもあるのかなと思います。まずは、できることからやってみたらいいのかなというふうに思います。

最後に、メンタル不調を予防するために、先ほどゲートキーパーのお話しさせていただきましたが、内閣府の自殺予防ゲートキーパープログラムにも採用されているメンタルヘルス・ファーストエイドの普及啓発についてでございます。なかなか皆さん聞き慣れない言葉かなというふうに思いますが、メンタルヘルスの問題を有する人に対して、適切な初期支援を行うための5つのステップから成る行動計画で、専門家の支援が提供される前にどう行動するべきかの対処法を身につけるプログラムであります。身近な人がメンタル不調の状況に直面したときに、適切な初期支援をより多くの町民に知ってもらうことで、メンタルヘルスの土台を築くことができるのだろうと思います。本町でも掲示板や回覧板、リーフレットや広報紙、ホームページやSNSを使った情報発信をしてはというふうに思いますが、住民福祉課長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

心の不調、精神的危機状態の最中にある人は、自分に支援や医療が必要なことが理解できないことがあります。その場合、周りの人が気づいて支援することが必要となってきます。メンタルヘルス・

ファーストエイドは、心の健康に問題を抱えている人に対して、専門家による支援の前に提供する支援のことで、ご質問にもありましたとおり、5つのステップで構成されています。1つ、リスク評価。2つ目、判断、批判せず話を聞く。3つ目、安心と情報を与える。4つ目、サポートを得るように勧める。5つ目、セルフヘルプの5つであります。一文字ずつを取って「りはあさる」とも言われています。目的は、自傷・他害のおそれのある人の生命を守ることや、メンタルヘルスの問題がさらに悪化するのを防ぐ支援をすることなどとなっております。基本的な対応方法を知っていることで、身近な人や大切な人がメンタル不調の状況に直面したときに適切な初期支援をすることができ、多くの人の心が救われることと思いますので、多くの町民の皆様にも知ってもらえるよう、ゲートキーパーと併せまして、まずはリーフレット等を利用して情報発信していければと考えております。

○議長（柿沼英己君） 4番、大澤議員。

○4番（大澤成樹君） ありがとうございます。コロナ禍ということもありまして、人とのつながりが得られにくい。特に身近な人同士がお互いに認識し合い、支え合うことが重要なのだろうというふうに思います。3月の自殺対策月間、また9月の自殺予防週間という機を捉えていただいても結構ですが、町民への有効な情報提供や啓発をしっかりと行えるように、先ほどリーフレットを作りますなんていうお話もいただいたというふうに思いますが、今後も取り組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） 以上で4番、大澤議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（柿沼英己君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

7月月曜日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（柿沼英己君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午後 1時40分）

令和2年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年12月7日（月）午前9時開議

- 日程第 1 議案第42号 千代田町第六次総合計画基本構想について
日程第 2 議案第43号 千代田町企業誘致促進条例の制定
日程第 3 議案第44号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第45号 千代田町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第46号 千代田町介護保険条例及び千代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第47号 令和2年度千代田町一般会計補正予算（第6号）
日程第 7 議案第48号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 8 議案第49号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 9 議案第50号 令和2年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第51号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第52号 業務委託契約の締結について
日程第12 同意第15号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	金子浩二君	2番	橋本博之君
3番	原口剛君	4番	大澤成樹君
5番	酒巻広明君	6番	橋本和之君
7番	大谷純一君	8番	森雅哉君
9番	川田延明君	10番	高橋祐二君
11番	小林正明君	12番	柿沼英己君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 純 一 君
副 町 長	石 橋 俊 昭 君
教 育 長	岡 田 哲 君
総 務 課 長	柿 沼 孝 明 君
企画財政課長	宗 川 正 樹 君
会計管理者 兼税務会計課長	高 田 充 之 君
住民福祉課長	須 永 洋 子 君
健康子ども課長	茂 木 久 史 君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局 長	坂 部 三 男 君
建設環境課長	栗 原 弘 明 君
都市整備課長	荻 野 俊 行 君
教育委員会 事務局 長	久 保 田 新 一 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	荒 井 稔
書 記	小 林 真 緒
書 記	大 川 智 之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第42号 千代田町第六次総合計画基本構想についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。議案第42号 千代田町第六次総合計画基本構想について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の千代田町第五次総合計画については、今年度をもちまして計画期間が終了することから、令和3年度を開始年度とし、令和10年度を目標年度とする新たな第六次総合計画基本構想を策定いたしました。これまで地方自治法により、基本構想の議会での議決が義務づけられておりましたが、平成23年8月の地方自治法改正により、この規定が廃止されました。しかしながら、千代田町議会基本条例第9条第1号に「議会が議決すべきもの」として、同計画が規定されておりますことから、議会へ上程させていただくものであります。

今回の総合計画では、人口減少対策を目的に策定しました千代田町総合戦略についても、総合計画の一部として組み込み、より一体的、重点的に人口減少対策に取り組むこととしております。また、計画の策定に当たっては、令和元年度に町民アンケート、中学生アンケートを実施するとともに、庁内に策定委員会、専門部会を設置し、様々な角度からの検討、協議を重ね、基本構想づくりに取り組んでまいりました。今年度に入り、外部の有識者から成る審議会における審議やパブリックコメントでの意見聴取を経て、本日議案として提案させていただいたものであります。

新たな総合計画基本構想では、町の将来像を「共につくろう 人と自然が輝く 元気で活力あるまち ちよだ」とし、将来町が目標として目指す姿を設定いたしました。そして、その実現のために、人口減少対策である重点施策と5つの基本施策をまちづくりの方向性として掲げ、次のとおり取り組んでいくこととしております。

まず、重点施策は、人口減少社会に対応したまちづくりであり、第二期千代田町総合戦略としても

位置づけられております。

続いて、5つの基本施策の1つ目は、「人と自然にやさしい安全安心のまちづくり」であります。2つ目は、「元気に健康で暮らせるまちづくり」、3つ目は、「学ぶ楽しさと豊かな心を育むまちづくり」、4つ目は、「活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり」、5つ目は、「みんなで支え合う協働のまちづくり」であります。策定に際しては、分かりやすい計画を目指し、施策を厳選して体系化するとともに数値目標を設定するなど、簡潔明瞭な計画となるよう努めてまいりました。今後、重点施策と5つの基本施策を施策の柱として各種施策を展開し、今後8年間の行政運営に取り組んでいく所存でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 漢字の質問したいと思うのですが、9ページの住民アンケート調査概要というのが上段にあるのですけれども、抽出方法、一般住民調査と、住民基本台帳から無作為抽出とありますが、中学生調査、これは私常用漢字で習ったことがないのですが、何とお読みするのだから教えていただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

こちら悉皆調査と申しまして、全員調査を受けたという形になります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 行政用語なのか分からないのですけれども、分かりやすいというふうに町長がおっしゃるのであれば、分かりやすい文言を使っていたらいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。悉皆というのは、私も役場に入るまではなかなかあれだったのですけれども、教育委員会等は学校で特にこの言葉をよく使っておりまして、私のほうも慣れ過ぎておりまして、これを使っておりますということなのですけれども、今後なるべくこういったものをまた精査をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 千代田町第六次総合計画基本構想について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第2、議案第43号 千代田町企業誘致促進条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第43号 千代田町企業誘致促進条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在下中森地内で造成を行っている千代田第二工業団地の区域に進出する企業に対し、優遇措置を設けることにより、優良企業の立地促進と町民の皆様の雇用の拡大を図るものであります。

詳細については産業観光課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） それでは、議案第43号につきまして詳細説明を申し上げます。

議案書の条例文をご覧いただきたいと思います。第1条では、本条例の目的として、千代田第二工業団地内に事業所を新設する企業に対して優遇措置を講じることで、企業立地の促進、雇用機会の拡大、地域の産業振興、町民生活の利便性の向上に資すると定めるものでございます。

第2条では、本条例における用語の定義を定めております。

第3条では、千代田第二工業団地に事業所を新設し、町長の指定を受けた指定事業者に対し優遇措置として奨励金を交付できることと定めております。

第4条では、優遇措置である奨励金の種類として、第1号の企業立地奨励金、第2号の雇用促進奨励金、第3号の緑地設置奨励金、第4号の地球温暖化対策奨励金を定めております。

第5条では、優遇措置を受けることのできる事業者の範囲を定め、同条第2項で契約締結から事業を開始するまでの期間を3年以内と定めております。

第6条では、優遇措置を受けるための指定の申請について定め、第7条で優遇措置の指定の申請があった場合の町における審査や調査、指定の可否について事業者へ通知することについて定めております。

第8条では、指定を受けた後の申請内容の変更手続について定めております。

第9条は、優遇措置の指定の取消しについて定めており、第1号から第7号までに記載の事項が生じたときは、指定を取り消すことができることとなっており、同条第2項において指定の取消しとなった場合においては、指定を取り消された方に対し、既に交付された奨励金の返還を命ずることができると定めております。

第10条では、奨励金の交付申請の方法と、交付申請がなされた場合に町で審査し、奨励金を交付することと定めております。

第11条では、奨励金の交付に当たり必要がある場合には、報告や書類の提出を求めるとともに調査を行うことができると定めております。

第12条では、地位の承継を定め、譲渡や合併などにより指定事業者の地位を承継した事業者で町長の承認を受けた場合は、本条例の地位を承継できるものと定めております。

第13条では、条例の施行に関し詳細な事項について、規則で定めることとしております。

最後になりますが、附則といたしまして、本条例につきましては、令和3年1月1日から施行することとしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） ちょっとお聞きしたいのですが、今回千代田第二工業団地に限定ということになるのでしょうか。これって今後も千代田に工業団地がまたできてくることもあるかと思うのですが、それを見越して全体的なものではなくて、今回ここに限定してやるということになるのでしょうか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

今回の条例につきましては、千代田第二工業団地に限定しての条例となります。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 千代田町企業誘致促進条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第3、議案第44号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第44号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、千代田町国民健康保険税条例においても所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容ですが、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等が行われ、国民健康保険税の軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることにより、国民健康保険税の負担水準に関して、被保険者に不利益等が生じないように、軽減判定基準の見直しを行うとともに所要の規定の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。
最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第44号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。
よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第4、議案第45号 千代田町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。
高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第45号 千代田町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、旧東幼稚園を児童と高齢者を中心とした世代間交流施設として改修し、児童館を移転することに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容ですが、条例中第2条において、「千代田町大字上五箇526番地」を「千代田町大字上五箇319番地の2」に改めるものであります。

なお、この条例の施行日については、令和3年2月1日となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号 千代田町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第5、議案第46号 千代田町介護保険条例及び千代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第46号 千代田町介護保険条例及び千代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、地方税法の延滞金に係る規定が改正されたことに伴い、本条例においても所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容については、地方税法に係る延滞金の特例に関する文言の見直しが行われたことに伴い、千代田町介護保険条例附則第6条中の規定及び千代田町後期高齢者医療に関する条例附則第2項中の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものであります。

なお、この条例の施行日については、令和3年1月1日となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 千代田町介護保険条例及び千代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第6、議案第47号 令和2年度千代田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第47号 令和2年度千代田町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,507万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,503万円とするものであります。

それでは、補正の概要について申し上げます。初めに、歳入であります。事業費の増加などにより、民生費関係の国庫支出金及び県支出金について追加補正を行います。また、寄附金では、ふるさと応援寄附金を追加するとともに、雑人においては後期高齢者医療・療養給付費負担金精算返還金を追加いたします。

歳出では、総務費において、ふるさと応援寄附金の謝礼等を追加するとともに、感染症対応地方創生事業費の調整を行います。

民生費では、障害者福祉費において、利用者の増加に伴う事業費の追加と、高齢者福祉費においては、給付費の見直しに伴う介護保険特別会計繰出金を追加いたします。

その他、児童福祉施設費においては、人件費や人材派遣委託料を減額するとともに、広域保育利用

者の増加による委託料等を追加いたします。

衛生費では、予防費において、がん患者ウィッグ等購入費助成事業を新たに追加いたします。

消防費では、消防施設事業に消防水利の工事負担金を追加いたします。

詳細については企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、議案第47号につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長の提案理由の説明があったとおりでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げますので、8ページ、9ページをご覧くださいと思います。なお、説明に当たりましては、右側説明欄を基に主なものをご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入でございます。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、東西こども園保護者負担金を減額いたします。これは、新型コロナウイルス感染防止のため、親子バス遠足等が中止になったことによるものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節施設型給付費負担金については、広域保育実施児童の私立園利用者数が増加したことから、国庫負担金を813万円追加いたしますが、事業費のおおむね2分の1が国から交付されるものでございます。

次の3節障害者自立支援給付費負担金につきましては、介護給付費、訓練等給付費、障害者医療費、相談支援給付費の各負担金で1,656万1,000円を追加いたしますが、これは利用者の増加等による事業費増が主な要因であり、事業費の2分の1が国から交付されるものでございます。

その下の5節障害児施設措置費等負担金では、障害児の通所利用者が増加したため、事業費の2分の1となる国庫負担金を追加いたします。

では、10ページ、11ページをお願いいたします。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、7節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金を減額し、同額を県補助金へ組替えを行うものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、1節施設型給付費負担金、3節障害者自立支援負担金、6節障害児施設措置費等負担金については、先ほどの国庫負担金と同様の理由により増額するものでございます。補助率は1節の施設型給付費負担金がおおむね4分の1、他は4分の1が県から交付されるものとなります。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金の4節児童福祉費補助金に子ども・子育て支援事業費補助金を71万5,000円追加いたします。これは、保育料無償化パンフレット作成のための補助金となります。

10節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金については、先ほどの国庫補助金からの組替え分となります。

その下の17款寄附金、1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金では、寄附額が好調に推移しているため、7,000万円を追加し、総額で1億2,000万といたしました。

14ページ、15ページをお願いいたします。20款諸収入、4項3目3節雑入に407万4,000円を追加いたします。これは、前年度の後期高齢者医療療養給付費の精算による返還金を追加するものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明を申し上げます。なお、ほとんどの項目におきまして、職員等の人件費の補正を行っておりますが、主に人事院勧告に基づく期末手当の補正となりますので、よろしくをお願いいたします。

では、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、14節工事請負費に町有財産管理工事費を追加いたします。これは、町有地の樹木等の伐採費用となります。

18ページ、19ページをお願いいたします。11款まち・ひと・しごと創生事業費の移住者住宅取得費等補助金に360万円を追加いたします。これは、今後9名分の申請が見込まれることから、追加をするものでございます。

また、すぐ下になりますが、ふるさと応援寄附金制度充実事業に7,000万円を追加いたしますが、歳入の項目でも申し上げましたとおり、寄附金の増収が見込まれることから、返礼品代、郵送料及び募集サイトへの手数料など、記載の金額を追加させていただきます。こちらの関係で、先ほどご説明しました歳入につきましては確実な額を、歳出につきましては、現在見込める最大の額を補正させていただきます。

その下になりますが、13目感染症対応地方創生事業費において事業費の調整を行いまして、感染症対策用品購入事業に200万円と、プレミアム付商品券事業に319万4,000円を追加いたします。感染症対策用品では、感染症予防啓発グッズ購入のための追加、プレミアム付商品券については、申込みが好調のため、2,000冊を増刷いたします。

では、少し飛びまして、22、23ページをお願いいたします。3目民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費に3,888万2,000円を追加いたします。これは、利用者人数等が増加したため、各事業費を追加するものでございます。

24、25ページをお願いいたします。3目高齢者福祉費では、介護保険特別会計への繰出金及び後期高齢者対策事業の補正を行っておりますが、特に給付費の見直しに伴いまして、介護保険特別会計への介護給付費繰出金を1,184万1,000円追加いたします。

下段の2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、一般経費に償還金を102万2,000円追加いたしますが、これは令和元年度の児童手当交付金国庫負担金について、実績が見込みより下回ったことから返還が生じたものでございます。

その下の児童館管理運営事業につきましては、東部地区の児童館移転に伴うセキュリティー設備工事を追加いたします。

26ページ、27ページをお願いいたします。学童保育所管理運営事業では、新型コロナウイルス感染症に係る学校休校時に、丸一日学童保育所において受入れ態勢を整えていたため、人件費を追加いたします。

次の子ども・子育て支援事業では、歳入でもご説明しましたが、3歳以上の保育料無償化事業に関して、保護者の理解を深めるためのパンフレットを作成いたします。国が全額費用負担をいたします。

4目児童福祉施設費ですが、東西こども園の会計年度任用職員人件費や人材派遣委託料及び親子バス遠足等が中止になったことによるバス借上料をそれぞれ減額いたします。

また、一番下の白丸、子どものための教育・保育実施事業では、歳入でもご説明しましたが、広域保育利用者の増加による委託料等を追加いたします。

28、29ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、がん患者ウィッグ等購入費助成事業を新事業として追加いたします。

最下段、5目保健衛生施設費では、保健センター管理運営事業費として、次のページをお願いいたします。発注者支援業務委託料に94万6,000円を追加いたします。これは、保健センター複合化に係る公共建築工事積算基準に基づく算定業務を、群馬県建設技術センターに支援してもらうための委託料となります。

32、33ページをお願いいたします。6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費には、クビアカツヤカミキリ対策事業として33万2,000円を追加いたします。これは、1市5町で構成しております邑楽館林地域の対策協議会への負担金となります。

34、35ページをお願いいたします。中段の8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費に街路樹の剪定手数料を150万円追加いたします。場所としましては、なかさと公園付近と西こども園付近となります。

36、37ページをお願いいたします。一番下の9款消防費、1項消防費、3目消防施設費では、消防水利の工事負担金を追加するものでございます。

ページが少し飛びまして、40、41をお願いいたします。下段になりますが、10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費には、施設補修工事費として東小学校ナイター照明の柱1本の撤去工事費95万円を追加いたします。

続きまして、42、43ページをお願いいたします。3目総合体育館・温水プール費の総合体育館・温水プール施設管理事業の施設改修等工事費に20万円を追加いたします。これは、災害時の避難場所となるため、情報発信媒体となるケーブルテレビ視聴のための配線工事費となります。

また、2つ下の備品購入費では、温水プール利用権等を発行する券売機に不具合が生じているため、新しい券売機を購入するため、50万円を追加いたします。

最後に、14款1項1目予備費を567万4,000円減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

なお、次のページ以降につきましては、人件費の補正に伴う給与費明細書を添付してございます。以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、19ページのふるさと応援寄附金のところでございます。7,000万円追加されて、初めて1億2,000万ということで1億を超えてきて、今後もまだ途中だと思いますので、まだまだ伸びるのかなと思うのですが、先ほど宗川課長の説明の中で、歳入は今確定している段階で、歳入、歳出同じ7,000万円計上されているのですが、歳出のほうは今後見込める最大でというお話だったかと思うのですが、そうすると最終的には恐らく2割ぐらいの手残りがあるのではないかと思うのですが、決算で出てくるのか、その辺のところはどこでそれを出すのだと思っているのですけれども、それは決算なのかという、それは私の推測なのですけれども、それを聞きたいと思います。それが1点です。

2点目が、そのページの防災活動支援事業のところ、318万2,000円マイナスなのなのですが、これは自主防のところだと思うのですが、コロナの影響なのかどうなのでしょうか。立ち上げるはずだったところが立ち上がらなくなってしまったのかどうなのか、その辺のところを聞きたいと思います。

3点目なのなのですが、27ページ、こども園の運営のところなのですが、会計年度任用職員の報酬と人材派遣委託料のところ大幅に減っているのですけれども、これもコロナの影響で人件費が削減されたものと思うのですが、人材派遣というのは制度上、もう来なくていいよというか、そういうことができるのだと思うのですけれども、会計年度任用職員をそういう形で解雇ができるものなのかと思っているのです。もし、ちょうどコロナが2月とか3月ぐらいに出たので、4月からの会計年度任用職員を一時止めたとしたとしても、現実とすると6月ぐらいからは普通どおりに近づいているので、では来てくださいということが果たして可能だったのかと思うのですが、その辺のご回答をいただければと思います。

以上、3点です。よろしくお願ひします。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） それでは、まずふるさと応援寄附金のところから回答させていただきます。

先ほど歳入のほうで1億2,000万というお話をさせていただきましたが、今現状で11月末で前年度の額を幾分上回っているところでございます。ですので、今後少なくとも見積もっても1億2,000万は確

実に上回るかなというところで、1億2,000万とさせていただきました。

また、歳出につきましては、今後創意工夫をしてふるさと納税をなるべくしていただけるように、企画財政課でいろいろ取り組んでおまして、それがうまくいけば、先ほどおっしゃったとおり、歳出につきましては多めに返礼品等の補正額を入れさせていただいておりますので、うまくいけば、その部分が増えてくるかなということで、歳出につきましては最大限見積もらせていただいたところでございます。一応この差額、もしうまくいったときの歳入の差額については、まず3月の補正の時点で分かる分を出させていただいて、最終的に決算というような形になるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 橋本議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

19ページのところでございますけれども、防災活動の支援事業の中で318万2,000円の減額という形のお話でございますけれども、こちらにつきましては自主防ではなくて、コロナ対策の避難所運営等におけるコロナ対策という形で、当初補正をさせていただいたときに、非接触型の置き型の体温計の予算のほうを計上させていただきました。当初は高価なものでございまして、そちらのほうを10基ほど予算を計上させていただいたわけなのですが、その後各事業者さんのほうから、安価で性能の高いものが製品として順次各社発売されるようになったものですから、再度購入に当たりまして精査をいたしまして、安価で性能が十分対応できるもの、そちらのほうを5台ほど購入いたしました。その差額で大幅に、当初は高額なものを10台だったものを、非常に安価なもので5台で済んだものですから、その辺の差額で318万2,000円という形で減額をさせていただいたところでございます。

次に、27ページのこども園の職員の人件費及びこども園の運営費に当たります会計年度任用職員と人材派遣の費用の関係でございますが、議員がおっしゃるとおり、今年度の当初だったかと思うのですが、コロナのほうで一部登園の自粛等によりまして、登園する園児が少ない状況も一時ございましたけれども、本当の僅かなところなのですけれども、順番に会計年度任用職員の方にお休みを取っていただく部分が1日あったかと思いますが、さほど大きな感じでの影響はございませんでした。

こちらについては、会計年度任用職員の関係については、今年度当初の会計年度任用職員という形でもございまして、今年度の前半、4月から9月までの人件費の会計年度任用職員の月給制、時給制の歳出の支出実績の状況を鑑みまして、10月から来年3月までの後期分の歳出見込み、こちらのほうを試算いたしましたところ、このような金額の減額が発生することになったものでございます。

また、人材派遣会社のほうへの委託という形で、こちら本町の職員が足りない部分を人材派遣会社のほうにお願いをさせていただいたところでございますけれども、西こども園のほうでマイナスの1,700万円の減額という形になってございます。こちらについても先ほど同様に、当初の予算見込みに対して実績見込みで大幅に減という形になりますけれども、こちら前年度の4月から9月までの実績に基づいて、今後の推移を見越して10月から来年の3月までの歳出見込みを比較したところ、こ

のような減額となっております。

なお、西こども園については、当初予算要求、計上させていただいた金額よりも管理栄養士のほうの1名削減というか、当初見込んでいたのは、派遣のほうから1名管理栄養士、それから保育教諭で3名分を減額、計4名分を人材派遣のほうは減額しているような形になってございます。

なお、東西のこども園については、会計年度の時給制、それから月給制という形で、全体では三十五、六名ぐらいの会計年度任用職員の方、それに派遣のほうは5名いらっしゃいますので、人数と金額も大きいものですから、多少の誤差があると、このような形で全体で大きな金額の差が出てしまいます。

それと、先ほどお話しされていた人材派遣のほうは、確におっしゃるとおり町の都合によりまして、職員等が過剰な場合には、3か月とかそういう一定期間に、派遣会社のほうにもう十分ですということであれば、お断りすることもできるかと思っておりますけれども、会計年度についてはいろいろ年度末の人事評価等にもよりますけれども、通常の勤務であれば、翌年度以降もまた継続をお願いするという、著しく職員としてふさわしくない方以外については、通常は翌年度以降もお願いさせていただくような形で、こども園のほうとしては対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） ふるさと応援寄附金のところで1つ質問があるのですが、3月の補正で大体の収支が明らかになるというお話でしたけれども、ちなみに去年で構わないのですけれども、ざっと分かる数字でいいのですが、去年幾らぐらいの収支として黒字だったのかというのが分かれば、教えてもらいたいと思います。

もう一つ、防災のところで体温計の購入の誤差というのでしょうか。最初はすごくいい品物を予定したのだけれども、安価で同じような性能が購入できたので、318万2,000円マイナスが上がったわけですが、何台分の購入なのでしょう。結構誤差の割には、体温計ですからね、1台が。積み上げると318万なのかと思うのですが、何台分の購入だったのか教えていただければと思います。

○議長（柿沼英己君） 宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君） まず、ふるさと納税のほうからご質問にお答えさせていただきたいと思います。

決算の収支ということでございます。基本的にふるさと納税につきましては、制度的に収入の約半分、50%までは返礼品、それから郵送とか、そういった経費で50%を超えると、基本的に総務省のほうからまた指導が入りますので、それ以内ということになりますので、おおよそですが、収入の半分が経費、残りが町の歳入ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

当初、非接触型の設置のサーモカメラ型の体温計という形で、当初は1台36万円のを10台見込んでおりました。360万円でございます。それに対して実質購入させていただいたものが9万9,800円掛ける5台掛ける消費税という形で、この差額が補正減という形になります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 茂木健康子ども課長の交渉力が高かったということで、非常によかったかなと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

11番、小林議員。

[11番（小林正明君）登壇]

○11番（小林正明君） それでは、2点ほど質問させていただきます。

19ページ一番下段でございます。プレミアム付商品券事業、先ほど2,000冊増刷と説明ございました。昨今はコロナウイルスの猛威が振るう中、いろいろ事業経営者の方は非常に苦境にあるかと思っております。

一方、2,000冊を刷るということは、千代田町民から見たら、その購入希望があったということで、非常にそういう意味ではうれしいことかなと思いますが、その実情と伺いますか、2,000冊を増刷された意味、目的等を説明お願いしたいと思います。

それから、27ページ、これも一番下段なのですが、子どものための教育・保育実施事業の中で、広域入所児童保育実施委託料641万6,000円とありますが、これは町外に児童を預けている父兄の方の町としての負担だと思っておりますが、広域児童数というのはどれくらいの数値なのでしょう。何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。そして、これは増加傾向なのでしょう。その辺の推移をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 小林議員のご質問にお答えしたいと思います。

27ページでございますが、子どものための教育・保育実施事業という形で、広域入所の児童の保育実施委託料で641万6,000円の追加という形になります。こちらについては、広域保育利用2号、3号の当初の見込みの人数から、もともとの園所在地の場所からの転入がございまして、利用者が増えたという形になってございます。こちらについては、年度当初については、太田市が2園、それから館林市が1園、それと羽生市、それから大泉町から2園という形で、当初については18名の予算見込み

を立てさせていただいたところでございますけれども、実際にはプラス5名か6名程度なのですけれども、増えまして、こちらの広域入所についても保護者さんの通勤状況あるいは様々な要因から、年度に応じて広域が多かったり少なかったりという形でございますが、今年度の令和2年度については、当初見込んだものよりも年度中増加傾向にあったという形の状況となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

目的というところでございますが、プレミアム付商品券につきましては、11月2日から郵便とインターネットによる申込み受付を開始いたしました。当初予定しておりました発行枚数は6,000冊でございましたが、11月20日の時点で6,000冊を超えまして、締切りの12月9日までに相当数の申込みが予想されました。発行数に対しまして申込み数が多い場合は抽せんとなりますが、より多くの商品券を発行することによりまして、その分町民の皆様が交付金の恩恵を受けることができること、また発行額分が本町で消費されることとなりますので、町内の飲食店、それから事業者への支援にもつながると考えまして、今回2,000冊を増刷させていただき補正予算を計上させていただいたものでございます。

現在の申込み状況でございますが、12月4日の時点で件数的には2,100件を超えまして、申込みの冊数、セット数的には8,000セットを若干上回っている、超えているような状況でございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。

特に中小飲食業、それから小企業等、非常に苦境になっているかと思えます。町が積極的にこうやっていただくと、地産地消といえば地産地消でございます。金額は相当な額になりますが、町の活性化のためにあるいは救済のためと言ったら言い過ぎかもしれませんが、非常に努力されていること、本当にありがとうございます。

それから、広域児童のことなのですが、これは昨今いろんな経済状況の変革の中で、またコロナウイルスが猛威を振るう中で、それぞれ職場に通勤するために、非常に皆さん努力されているかと思うのです。町もその分お金がかかるということもあるのですけれども、継続して働く人の支援をしっかりとお願いしたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） 私のほうから3点ほどお聞きしたいのですけれども、29ページのがん患者ウ

ウィッグ等購入費助成事業、これは大変いいことだと思って、切実な問題ではあると思うのですが、これについて私全然分からないのですが、ウィッグって幾らぐらいのものなのか。これは多分補助になると思うのですが、幾らのものに対して幾らぐらい補助する予定なのかと、あと1人1回なのかとか、何人ぐらい予想しているのかとか、この18万で多いのか少ないのかも全然分からないのですが、恐らく最初に企画するときには予想を立ててやっていると思うので、多いか少ないかも今の時点では分からないと思うのですが、ウィッグの価格とか、補助するのは全額ということはないと思うのですが、その辺お聞きしたいと思います。

次、33ページのクビアカツヤカミキリ虫なのですが、これは負担金ということで、多分言われた金額になるかと思うのですが、これは年1回なのか、それともかかった分をそのまま請求されるというか、これだけ出してくれと連絡があるのか。来年度の予算に入れていくのか、補正でなくて、かかった分なのか、あるいは予算を立ててその中でやっていくのかという、多分事が緊急性があるというか、予算の中でやるというわけにはいかないと思うので、その辺、今年1回なのか、その都度なのか、あるいは来年の予算に多めに入れていくことになるのかをお聞きしたいと思います。

35ページの街路樹管理なのですが、これも緊急性があってやったものなのか、当初予算になくということ、これは特に計画されていたものではなく、何か問題が発生してやっているのかを、その辺お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、森議員のご質問にお答えさせていただきます。

29ページのウィッグ等の購入費の助成事業で18万円の追加させていただきました。こちらの事業につきましては、がんの治療患者に伴う外見の悩みを抱えていらっしゃる方への支援という形で、頭部のウィッグと、それから乳房補整具のほうを対象とさせていただきます。こちらの事業でございますけれども、ウィッグについては、購入金額または上限3万円のいずれか少ない額となっております。また、乳房の補整具のほうにつきましては、同様に購入金額またはこちらは金額が1万円のいずれか少ない額という形となっております。こちらについてもウィッグや乳房の補整具については、価格がかなり安いものからかなり高額なものまでございますが、平均的なものを考慮いたしまして、このように上限を3万円あるいは1万円という形で設定をさせていただいておるところでございます。

また、助成の交付回数という形でございますけれども、助成対象者お一人に対しまして1回限りという形になってございます。また、こちらの18万円の内訳でございますけれども、予算計上といたしまして今年度の3月末までの見込みという形で、ウィッグについては3万円掛ける5名分、15万円。それと乳房の補整具のほうについては1万円掛ける3名で3万円、合計18万円となっております。

なお、こちらについては議会の補正のご承認がいただけた場合には、速やかに助成金の交付要綱を制定させていただきまして、1年前からさかのぼって適用という形で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほうお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

クビアカツヤカミキリ対策事業の負担金でございますが、当初町負担額につきましては、概算で50万円を想定していたのですけれども、各町有施設からの伐倒希望本数のほうが5本ということで、協議会のほうに報告をして積算していただいたところ、町分の事業費が約118万円、交付金の配分額が34万5,000円ということで、差引きの町負担額が約83万1,000円ということになりましたので、当初予算額に不足する額を補正させていただいたものでございます。こちらにつきましては、年1回の伐倒ということになります。

来年の事業費につきましては、全体の協議会の予算額と各市町への交付金の配分額、それと町の事業費のほうを見比べて、必要な額を予算計上させてもらうということで予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） それでは、ご質問にお答えいたします。

町の街路樹の管理事業でございますが、町の樹木につきましては、年間管理委託をしております。この年間委託でございますが、主に中低木の街路樹のほうを管理していただいております。今回、補正で計上したものでございますが、こちらについては高木となっております、当初予算に計上していなかったものでございます。それなので、最後に剪定をしたのが平成29年度となっております、それから大分年数がたって木も大きくなってしまいましたので、今回補正を取って剪定をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 私のほうから補足説明ということで、まず街路樹の件なのですけれども、約150万というのは、これは高木におかれましては、先ほど説明あったように毎年行っていません。ですので、景観整備とかいろんな部分を踏まえた中で、単年度でなくて数年に1回ということで、金額を圧縮しながら街路管理も行っております。

なかざと公園の周りにおかれましては、あそこはたしかナンキンハゼという街路樹があるのです。1年で樹高が一気に1メートル以上も伸びてしまうと。それを強剪定を行うと。そこの西小学校のところはトチノキなのです。トチノキですけれども、あれはたしか赤い花なのです。トチノキというのは、普通白かピンクなのですけれども、あそこは紅花なのです。そんなあれで、あそここのところも随分伸びてきていますので、行っております。

また、先ほどの乳房とウィッグの関係なのですけれども、これにおいては1年間どのくらいの町の

ほうで患者等がいるかということで、まずウィッグに関しては抗がん剤治療とか、そういうのを行って、それにかつら、それがピンからキリまであるのですけれども、それを年間通して大体何名ぐらいと算出した中で行うということで、今回計上させていただきました。そのようなことで、ひとつご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 私のほうから2点お聞きしたいのですが、36、37ページの9款消防費の3目の消防設備費ということで、水利関係の工事という部分でお話を聞いたのですが、もうちょっと具体的にお聞かせいただければと思います。

あと、もう一点なのですが、40ページ、41ページの10款教育費の2目の体育施設費ということで、東小学校のナイター照明の部分1基、工事をというお話なのですが、工事が行われてナイター照明が1基なくなるという部分を踏まえて、その後どういうふうを考えているのかという部分、2点お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） それでは、ご質問にお答えいたします。

私のほうから、消防施設費の追加の件について回答のほうをさせていただきたいと思います。この費目、消防施設費には消防団詰所の修繕費、また防火水槽や消火栓の設置工事費及び消防団車両、また防火水槽等の消防水利の起債の償還費用などが主に計上される費目ということでございます。今回、補正で追加させていただく消防施設負担金でございますが、消火栓の設置工事ということで、消火栓の設置工事につきましては、東部水道企業団のほうで、主に水道管の布設替え等に伴って消火栓の設置も行うということで、この工事箇所が東部水道企業団のほうと場所がおおむね確定してきたものですから、追加をさせていただくということでございます。

参考にですが、設置場所については舞木地内、赤岩地内、新福寺地内、萱野地内、また下中森地内を想定して、この金額のほうを計上させていただきましたので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 久保田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（久保田新一君） 東小学校のナイターの照明の柱の撤去につきましてお答えさせていただきます。

今回の東小学校のナイターの照明柱の撤去につきましては、柱、それとそれに付随します投光器など一式を撤去するものでございまして、その後設置はいたしません。状況としましては、照明柱の表面のコンクリートの部分が剥がれ落ちておりまして、内部の鉄筋が露出した箇所がありまして、その露出した鉄筋、これに腐食が始まっておりまして、差し迫った状態ではございませんが、倒壊の危険

性があるということで、これを撤去するものでございます。

撤去した後の明るさ、照度でございますが、今回撤去するナイター照明につきましては、東小学校の校庭の南西のところに位置しております。主に少年野球のチームが練習で使用しているところでございますが、その場所から最も離れた場所に位置しております。そのため、練習で使用する際には、特に問題になるほどの照度の減少というのはないため、今回につきましては撤去のみということで実施をさせていただくものでございます。

なお、ナイター照明を利用している団体、主に2チームの少年野球のチームとなりますが、その団体につきましては、既に撤去することに同意をいただいております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 令和2年度千代田町一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時45分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時21分）

再 開 （午前10時45分）

○議長（柿沼英己君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第7、議案第48号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第48号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に57万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,121万4,000円とするものであります。補正の主な内容ですが、歳入について、6款1項1目の一般会計繰入金を職員人件費の見直しにより2万9,000円を減額し、8款1項1目の延滞金では60万円を追加するものであります。

次に、歳出について、1款1項1目の一般管理費では職員人件費2万9,000円を減額し、8款1項1目の一般被保険者保険税還付金では、過年度分の保険税還付金が当初見込みよりも伸びていることから、60万円を追加いたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 令和2年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第8、議案第49号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第49号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に61万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,271万1,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入については、2款の繰入金では、税制改正に伴う市町村後期高齢者支援システム改修費用の町負担分44万円を追加し、保険基盤安定繰入金については、額の確定に伴い減額を行います。

3款の繰越金では、令和元年度の繰越金の確定により減額し、4款の諸収入ですが、令和元年度後期高齢者広域連合市町村負担金の精算返還金として36万6,000円を追加するものであります。

また、5款の国庫支出金では、税制改正に伴う市町村後期高齢者支援システム改修費用の国庫補助金分を追加いたします。

次に、歳出ですが、1款の総務費では、歳入でも説明したとおり、市町村後期高齢者支援システムの改修費用を追加するものであります。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金では、今年度の保険基盤安定繰入金額が決定したことにより減額いたします。

3款の諸支出金では、先ほど歳入の諸収入で受け入れた後期高齢者広域連合市町村負担金の精算返還金を一般会計へ繰り出すものであります。

また、4款の予備費を減額し、収支の均衡を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号 令和2年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第9、議案第50号 令和2年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第50号 令和2年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,101万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,664万6,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、歳出における保険給付費の見直しにより、関連する財源について追加するほか、国庫補助金についても交付額の確定に伴い追加するものであります。

歳出では、総務費、地域支援事業費において、人件費を減額するほか、電算業務委託料、保険給付費については追加するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君） それでは、私のほうから詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。まず、歳入ですが、1款1項1目第1号被保険者保険料では、保険給付費の見直しや保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の増額補正等によりまして、追加するものでございます。

3款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、保険給付費の追加によります財源補正に伴いまして、追加するものでございます。

3款2項3目の地域支援事業交付金につきましては、歳出の4款で職員人件費が減額となりますことから、減額するものでございます。

4目の介護保険事業費補助金では、介護報酬改定等に対応するための介護保険システムの改修を予定しておりますが、その費用の2分の1を追加するものとなっております。

5目の介護保険災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災及び新型コロナウイルスに関連して減免した保険料への補助分を追加するものとなっております。

6目保険者機能強化推進交付金及び7目介護保険保険者努力支援交付金におきましては、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止及び地域支援事業を充実させ、介護予防を図ることを目的に交付されますが、それぞれを追加するものでございます。

9ページ、10ページをお開きいただきまして、4款1項支払基金交付金の1目介護給付費交付金及び5款1項県負担金の1目介護給付費負担金では、保険給付費の追加によります財源補正に伴いまして、法定負担割合ごとに追加するものでございます。

5款3項県補助金、2目地域支援事業交付金については、歳出の4款職員人件費の減額に伴う減額でございます。

7款1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では、保険給付費の追加によります法定負担割合分を追加するものとなっております。

3目地域支援事業繰入金では、職員人件費減による減額となっております。

11ページ、12ページへお進みください。7款1項5目その他一般会計繰入金におきましては、職員人件費及び事務費の見直しによりまして、減額ないし追加いたします。

続きまして、13ページ、14ページをお開きいただきたいと思います。歳出ですが、1款1項1目一般管理費では、職員人件費を減額するほか、介護報酬改定等に対応するための介護保険システムの改修に係る電算業務委託料を追加するものです。

2款1項介護サービス等諸費では、16ページにかけまして目ごとに要介護認定者のサービス受給者増加が見込まれますことから、それぞれを追加するものでございます。

2款2項介護予防サービス等諸費につきましても、18ページにかけまして目ごとに要支援認定者のサービス受給者増加が見込まれるため、追加させていただくものでございます。

2款4項高額介護サービス等費、また19ページ、20ページへお進みいただきまして、2款5項特定入所者介護サービス等費及び2款6項高額医療合算介護サービス等費におきましても、受給者増加が見込まれますことから、増加するものでございます。

21ページ、22ページとなりますが、4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費では、介護保険保険者努力支援交付金の追加により、財源補正をするものです。

その下、3項1目一般管理費では職員人件費を減額し、7款諸支出金、1項1目還付加算金では第1号被保険者保険料の還付加算金の実績見込みに基づきまして、追加させていただくものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号 令和2年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第10、議案第51号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第51号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,808万円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、5款繰入金において、職員手当の財源として一般会計からの繰入金5万2,000円を追加いたします。

歳出では、1款総務費において、職員手当の不足が見込まれることから、歳入と同額の5万2,000円を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第51号 令和2年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第11、議案第52号 業務委託契約の締結についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第52号 業務委託契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町立小中学校G I G Aスクール環境整備事業の業務委託契約の締結に関して、予定価格が5,000万円以上となることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

詳細については教育委員会事務局長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 久保田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（久保田新一君） 議案第52号 業務委託契約の締結について、詳細説明を申し上げます。

本業務は、児童生徒の1人1台端末及び高速大容量の校内ネットワーク環境を整備するもので、国の令和元年度補正予算、令和2年度補正予算による国庫補助及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして整備するものでございます。

この業務の委託につきまして、去る11月2日開催の入札審査会において業者の選定をしていただき、

11月17日に5社の指名競争入札を実施したものでございます。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社内田洋行、株式会社ジーシーシー、東日本電信電話株式会社、リコージャパン株式会社、株式会社両毛システムズ、以上5社でございます。入札の結果、落札額8,886万8,620円に消費税を加えた金額で契約の金額は9,775万5,482円でございます。契約の相手方は、株式会社内田洋行でございます。

委託する主な業務概要でございますが、児童生徒、教職員用端末、端末の充電保管庫、ネットワーク機器としてアクセスポイント機器、ファイアウォールルーターなどを整備し、1人1台端末及び校内におけるネットワーク環境を構築するものとなっております。

契約日につきましては、議会の議決の日とし、納期につきましては、議会の議決の日から令和3年3月19日までを予定しております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 確認のために質問させていただく点が1点なのですが、これは大まかに言って機器の使用は機器の代金ですよね。それと、5年間のサポートというか、そういうのがあると思うのですが、その5年間のサポートも前払いでこの金額に入っているのではよろしいのかということと。

これは国の補助なので、取りあえず町の持ち出しがなくて、表面的にはいいことなのですけれども、5年たったときの機器が型後れになったり壊れてきたりとかというときに、今度は町が買い換えなくてはいけないですよね。そうしたときに、全部で948台ということなのですけれども、それを一気に入れ替えようとする、また4,000万近くのお金がかかってくるのですが、その点今はいいのですけれども、5年後、町の対応としてどう考えているのか。

それと、ライセンスも5年で切れるのですが、その後の1年1年の延長をどう考えているのか。それに対する1年の費用、例えばよくリースなんかで5年間は月々幾らですけれども、6年目からは年額の幾らになりますみたいのがありますけれども、その点詳しい打合せをこの業者としているのかどうかということも併せて質問したいと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 久保田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（久保田新一君） ご質問にお答えいたします。

まず、サポートにつきまして、今回の導入経費のほうに含まれているかということですが、こちらにつきましてはサポートの経費も含まれているということでございます。

更新の計画でございますが、今回の1人1台端末につきましては、議員さんのおっしゃるとおり国

の補助金、交付金を活用して一括購入により整備するものとなっております。端末の耐用年数でございますが、大体おおむね5年程度というのが目安と言われておりますので、今後も更新が必要になってくるかと思えます。現時点では、国の補助金等の財政支出については未定でございますが、国からGIGAスクールの関係で質疑応答集が出ているのですが、その中では更新に係る今後の財政措置については、関係省庁や地方自治体等と協議をしながら検討を進めてまいりますと記載されておりました、先ほど申し上げたとおり、国のほうは未定という状況になっております。

町におきましても、更新計画というのは、現状では未定ということになっておりますが、国の補助金が見込めず、町の一般財源によりまして費用を負担するということになっていった場合ですが、同時に更新するというのは、多額の費用が必要となってきますので、単年度では財政的に難しいと思われれます。そのため、国や県の動向を注視しながら、次の更新のときには年度ごとの予算の平準化ということを考えまして、複数年度のリース契約、もしくは複数年度にわたって段階的に更新していくといったことが考えられるかと思えます。

そして、あとライセンスにつきましては、5年ということでライセンス契約をしておるのですが、その後の協議というのについては、業者さんとのほうとはまだしておりません。あくまで5年間ということで、今回の契約ということになっております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 未定というのでは困るのです。例えば5年たったときに、もしこの内田洋行さんが打ち切るといった場合、どこかの会社と再契約するなり、またそこで多額のお金がかかるので、せめて5年最初初期が契約できたら、その後1年1年の例えば3年間ぐらひは更新できるとかという内諾というか、そういうのを取っておかないと、先ほど局長が一気には替えられないとおっしゃったので、例えば1,000万ずつにしても、4年間であれば9年かかってしまうわけです、最初から考えれば。そういうことも初期投資はいいのですけれども、その後の運用というのをよく考えていただいて、なるべく財政の負担のないように。まして、また4,000万かかるということ、教育財産でためているお金が、それで1年分飛んでしまいますから、その辺も考えていただきたいと思いますが、業者とその点5年後、1年ごとに何年までやってくれるのかというのを交渉するお考えというのはありますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 久保田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（久保田新一君） ご質問にお答えいたします。

これから本契約ということになってきますので、業者等につきましては、今後そのような協議をさせていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今回のGIGAスクール構想なのですけれども、これは国を挙げて数年かけてやっていこうということだったのです。ですが、コロナが今年度、ちょうど1月頃からこういう状況になりまして、臨時創生交付金、これを活用しながら国のほうで早めに進めていきなさいと。思い起こせば、この春のときだったのですけれども、群馬県はじめ、日本国内が多くの学校が休校となりました。そんな中で国のほうが早く進めていこうということで、私たちの千代田町は単年度でやっていこうと、小中学校で。国が進めていることですから、それを千代田におかれましては、単年度でやっていこうという方向にかじを切ったわけです。

今回、契約を内田洋行さんとさせていただいて、その先にまた議員が述べたようにいろんなメンテナンスとか、その辺の契約もしっかりとやっていきながら、ただし5年後になったときには、またいろんな部分でそれをどういう形でやっていこうかと。それを先ほど久保田局長が述べたように、これは47都道府県の教育長はじめ、全国の市区町村の教育委員会と相談をしながら、国にそれを訴えていこうと。多分どこの自治体も財政が大変な状況だと思うのです。それを踏まえた中で、これからその辺を国との折衝で、いろいろ群馬県の笠原教育長を中心に各35市町村も折衝していくという状況になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） ぜひとも教育長に申し上げたいのですけれども、せっかく大枚をはたいて国からお金が来る機器ですから、埋もれないようにぜひ有効活用していただいて教育に役立てていただきたいと、このように思います。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号 業務委託契約の締結について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

○同意第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第12、同意第15号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第15号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員である吉羽静江氏が、令和3年2月11日をもって任期満了となりますことから、引き続き教育委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

吉羽氏は、長い教員生活の中で本町での勤務が27年に及び、本町のことはもちろん、東小学校、西小学校並びに千代田中学校を知り尽くしている方であります。教育委員としては、平成28年6月10日よりご活躍いただいております、元教員としての観点からの確かな意見をいただいております。吉羽氏は、人格も高潔で信頼も厚く、豊かな識見をお持ちであり、今後においても本町の教育行政の発展にご尽力いただけるものと思います。

なお、任期は令和3年2月12日から4年間となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 取りあえず教育長にお尋ねしたいのですが、先日、前々議会のときに遠藤牧子氏が退任されて、大野伸二氏がその替わりになったと思うのですが、今の職務代理者というのはどなたになっているのかというのが1点。

それと、今町長が平成28年6月に吉羽氏が着任されとあるのですが、その28年から教育委員会の会議って、多分月1ぐらいあると思うのですが、吉羽氏がいることによって、どのような意見があったり功績が残ったのかというのを、町長はその場にはいないと思うので、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） まず初めに、職務代理者についてですけれども、遠藤牧子委員さんから、

現在萩原委員さんになっております。

それから、吉羽静江委員さんの功績についてということですが、委員会のときにいろいろなご意見をいただいているわけですが、大きな意味では本町の教育行政の執行に当たっていろいろなアドバイスをいただいたり、ご決定の一員となっていたりしております。また、広い観点から本町をよく見据えておりますので、実態を生かした意見をいただいているということで、私としては大変活躍されているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第15号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、同意第15号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（柿沼英己君） 町長に推薦理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員であります福田美津江氏の任期が令和3年3月31日で満了することから、法務大臣に対して大谷ひとみ氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定より、議会の意

見を求めるものであります。

今回、推薦いたします大谷氏につきましては、永きにわたり行政職員として公共の職務に精励され、広く社会の実情に通じております。その豊かな経験と識見から、人権擁護委員としての活動に大きな成果を期待するものであります。

以上の理由から、大谷ひとみ氏を人権擁護委員として推薦したいと思っておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案どおり適任者として決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（柿沼英己君） これで本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから10日まで休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、10日まで休会といたします。

なお、あした8日火曜日は総務産業常任委員会、9日水曜日は文教民生常任委員会を、それぞれ全員協議会室において午前9時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○散会の宣告

○議長（柿沼英己君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午前11時31分)

令和2年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年12月11日（金）午前9時開議

日程第 1 閉会中の継続調査の申し出

（その2）

日程第 2 議案第53号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	金子浩二君	2番	橋本博之君
3番	原口剛君	4番	大澤成樹君
5番	酒巻広明君	6番	橋本和之君
7番	大谷純一君	8番	森雅哉君
9番	川田延明君	10番	高橋祐二君
11番	小林正明君	12番	柿沼英己君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	石橋俊昭君
教育長	岡田哲君
総務課長	柿沼孝明君
企画財政課長	宗川正樹君
会計管理者 兼税務会計課長	高田充之君
住民福祉課長	須永洋子君
健康子ども課長	茂木久史君

産業観光課長兼
農業委員会長
事務局

坂 部 三 男 君

建設環境課長

栗 原 弘 明 君

都市整備課長

荻 野 俊 行 君

教育委員
会長
事務局

久 保 田 新 一 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

荒 井 稔

書 記

小 林 真 緒

書 記

大 川 智 之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（柿沼英己君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、1件の派遣を行いました。

以上で諸般の報告を終わります。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○日程の追加

○議長（柿沼英己君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付しました案件について、議事日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第2、議案第53号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。議案第53号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町総合保健福祉センター改修増築工事の工事請負契約の締結に関して、予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については健康子ども課長から説明させますので、よろしくご審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、議案第53号につきまして詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、去る10月15日付で特定建設工事共同企業体結成に関する告示を行い、千代田町総合保健福祉センター改修増築工事につきまして、入札に参加する意思のある企業に対して一定の条件を提示した上で、共同企業体による自主結成の募集を行いました。その後、11月2日開催の入札審査会におきまして、応募のありました2組の特定工事建設共同企業体に対して、入札参加に関する資格審査を行いまして、全ての諸条件を満たしていることから入札参加資格認定を行いまして、その後12月1日に、2組の特定建設工事共同企業体の条件付一般競争入札を電子入札により実施したものでございます。

参考までに、入札に参加した特定建設工事共同企業体名を申し上げますと、1組目でございますが、新和建設株式会社・株式会社関口建設千代田町総合保健福祉センター改修増築工事共同企業体、また2組目でございますが、石川建設株式会社・株式会社徳川組千代田町総合保健福祉センター改修増築工事共同企業体の以上合計2組でございます。

入札執行の結果、落札額3億1,000万円に消費税を加えた金額で、契約の金額は3億4,100万円でございます。契約の相手方は、新和建設株式会社・株式会社関口建設千代田町総合保健福祉センター改修増築工事特定建設工事共同企業体でございます。なお、落札率につきましては、97.5%でございます。

それでは、工事の概要につきまして、お手元の議案第53号のA3判の資料を併せてご参照いただければと思います。当該工事につきましては、現在の千代田町総合福祉センターの建物を活用いたしまして、新たに保健センターの機能を加えるための複合化・集約化事業といたしまして、建物の改修増築工事を建築、電気設備、機械設備などを一括発注して行うものでございます。

初めに、改修後の平面図の1階部分となりますけれども、図面の左側になりますが、従来の施設の

車庫や福祉作業所の場所を改修及び増築を行いまして、こちらのスペースに新たに保健センターエリアを設けます。

また、右下の児童センターのプレイルームと書かれておるところでございますが、こちらは従来と同様の形で、一部室内配置を変えて利用をしやすいようにリニューアルをしております。

また、図面の右上、上方になりますが、従来まで100畳の大広間があり、カラオケや舞台発表などを行っていた娯楽スペース、こちらは今回会議室や福祉作業所へ機能移転を行っております。

また、そのすぐ左側になりますが、従来の食堂がございましたが、この部分につきましては新たに調理実習室、調理室1として新設を行い、その左側には会議室として多目的室を配置予定となっております。

また、施設職員及び一般の利用者の方の出入りといたしまして、新たにふれあいホール、中央の上部、北側になりますが、図面上になりますけれども、北エントランスといたしまして玄関を新たに設けまして、現在当該事業と並行して事業を進めております北側駐車場の拡張整備事業、こちらのほうと連動した動線確保にも考慮して対応を図っております。

また、そのすぐ左側の浴室関係でございますが、従来と変わりませんが、タイルの磨き上げや浴槽などの内装を新しくリニューアルを行っていきたいと思います。

次に、資料の裏面の2階部分の平面図になります。こちらは休憩室と表示されておりますが、従来1階の大広間で行ってございましたカラオケや舞台発表などの娯楽スペースを、この2階の和室のほうへ新たに配置換えをさせていただきます。

また、老人センターのスペースが2階へ移動することから、これまで以上にエレベーターの利用者の方の往来が頻繁になることが想定されると同時に、既存エレベーターの耐用年数の関係から、関連のエレベーター機器の一式の更新も進めてまいります。

なお、全体の施設でございますが、施設内照明に関しては、この機会に省エネルギーのLED照明へ変更するほか、これまで開館以来1、2階の吹き抜けとなるふれあいホールの空間につきまして、冷暖房効率が非常によくないとの施設課題に対応するべく、ホール上部からのサーキュレーター及び輻射熱板を利用した空調の改善を図っております。

最後になりますが、契約及び工期につきましては、議会の議決の日から令和3年10月13日までの工期約10か月を予定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。

茂木課長にお聞きしたいのですけれども、今回の設備一括発注ということだったので、備品に関しては、図面を見ますとテーブルとかいろいろ椅子とかあるのですけれども、これが金額に入っているのかどうかと、例えば調理室とか、今使っているものがあると思うのですけれども、今使っているもので使えるものは利用するのか、あるいは全部新規にするのかどうか。1つは、この予算の中にこれらの椅子とかテーブルのお金が入っているのかということと、2つ目は、今使っているもので使うものがあるのかどうかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

先ほどのご質問の備品関係でございますが、今回の3億4,100万円の中には入ってございません。こちらについては、備品については工事外という形で、移動ができる動産なものですから、別途改めて予算計上を行いまして、備品のほうは調達対応していきたいと思っております。

また、金額もある程度の金額になりますので、入札のほうで進めていければというふうに考えております。

また、備品、基本的な今回の複合化、集約化の考え方の中で、利用できるものは利用して節約していくというのが一つの基本方針となっておりますので、使える備品については使って、なるべく再利用という形で予定しております。例えば先ほど申し上げました調理室のところでございますけれども、あちらも既存のテーブルも十分対応できるものですから、ガスとか調理テーブルなどもちょっと塗装するなどして、そのまま現在の保健センターのものを再度使っていきたいと思っております。また、基本的に机なども全て再利用で、足りない部分を買入れしを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） ほかにありますか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 幾つか質問があります。

旧保健センターと旧総合福祉センター、もともとの工事業者、今の、これではなくて、教えていただきたいというのと、これを造った場合に増築とか改築ということなのですが、全協でも申し上げましたが、要は後から接続したところというのは、結構雨漏りしやすかったりするのですけれども、その瑕疵と言ったら大げさなのなのですが、そういった場合に、例えば民間の住宅みたいに保証が何年というのが公共物の場合あるのかどうか。もし、5年後とか10年後にそのような事態があった場合というのは、町としてどう対応するのか。例えば町の持ち出しで直すのか、建設会社が保証内ということで無償で直してくれるとか、そういう取決めがあるのかどうかというのをお尋ねしたいのと。

もともと福祉センターというのは、社協さんが運営しているということだったですね。今度、そこ

にいわゆる町の出先の公務員である保健センターが、一緒に建物で仕事をするということになるのですけれども、この財産というのがどういった扱いになるのか。取扱いですよ。上段と下段と違ってあるのですけれども、その管理区分というのは、例えば変な話、どこまでが保健センターの職員が管理をして、この線から北側が福祉センターなのですよと、そういうのが取決めがしてあるのかどうかも併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、1問目の質問なのですけれども、旧の今の保健センターのほうは、たしか石川建設さんと徳川さんがJVだったと、こう記憶しております。更に、向こうの保健センターのほうは、荒井建設さんが建築工事かなというふうに記憶しております。電気工事は高木電設さんというふうに記憶しております。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

2点目の瑕疵担保責任の関係かと思えますけれども、こちらについてもほかの公共施設と同様に、契約書面の中ではしっかりと確認していきたいと考えております。基本的に契約も県の基準に基づいて市町村なども対応していますので、その辺もしっかりと、今回建設技術センターのほうで発注者支援業務という形で、専門の機関のほうのバックアップを全面的に受けておりますので、その辺の契約内容の中身から工事の進捗、方針、全て相談することができますので、建物は造って終わりではなくて、造ってからの運用が非常に重要だと思っておりますので、大谷議員のご質問も十分踏まえて今後対応していきたいと思っております。

また、3点目の今回現在の総合福祉センターの事務所内に社会福祉協議会の事務局が配置されているわけですが、基本的に総合福祉センターの建物は町有財産、公共財産でございますので、社会福祉協議会にあの事務所に入っていて、日々の総合福祉センターの業務を行っていただいているような形になっております。それなので、基本的には町の施設でございますので、今回の複合化のこちらの中の事業を進めていく中でも、当然社会福祉協議会と町側の役割分担なども現在内部でいろいろ協議を行って、より保健と福祉が効率よく運営できるような組織体制については、現在検討しておるところでございます。

財産の取扱いという形でございますけれども、先ほど申したとおり町の公有財産でございますので、社会福祉協議会で持っている資産ではございませんので、そちらは特に問題はないかと思っております。今回、保健センターの職員、保健センター機能が一緒になるものですから、現在検討している中では、できれば町が全面的に施設の管理から運用、保守、そういったものを町のほうがしっかりと管理をして、社会福祉協議会は各種事業のほうに専念をしていただけるような、そんな取組み方針で現在検討を行っておるところです。また、方針が決まりましたら、ご報告をさせていただきたいと考えており

ますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） ちょっと厳しい言い方をしますが、契約の金額が出ているのにもかかわらず、瑕疵の部分では課長が確認しますとおっしゃいましたけれども、確認した上で契約するのではないですか。例えばもしものことがあった場合って、それを契約の金額が出ていて、高崎の何ちゃらかんちゃらとありましたけれども、確認しますというのは、公務員としては人ごとのような感じがしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 工事関係の請負契約書というのは3種類あるのです。3種類ある中のそこに瑕疵担保期間は、建設工事においては、双方で話し合った中で約2年間というのが通常なのです。土木工事とかほかの工事、業務委託とかあるのですけれども、その中で2年間が通常です。隣接した町のほうで、どことは言いませんけれども、工事を行いまして1年以内に雨漏りが生じてしまったと、このようなことがないように。あのケースというのは、雨漏りが生じたのは、専門業者を入れて何が原因かと分からないというので、業者でなくて発注側でもないということで、それにもめげずに工事業者のほうは、それについては責任は感じているということだったのです。なので、行政のほうも資金を幾らか出すということで、そのほかに保険ももちろん入っていますから、そんな方向で工事を収めるという状況かと思えます。建築工事においては、約2年間が通例であります。そのところは議員さんもよく、専門業者の議員もおりますけれども、大体2年間というのが通例であります。

そんな中で、また先ほど課長のほうが述べたように、県の技術センターがバックボーンで、2本立てで私どもも行っておりますので、今回のアークプランニングさんが設計を行ったのも、ちょうど1年前です。落札をしまして、プレゼンをしていただいて、審査会でこれが一番いいだろうということでアークプランニングさんが最高点を取りまして、それで1年がかりで設計を行ってきました。それでは、我々も町にも専門業者いますけれども、そのほかに資金を多少出して、前橋の県の技術センター、上原理事長なのですけれども、そこの方に委託をしまして、今回も設計だけではなくて、監理委託も2本立てで行っていききたいと、こういう形で行っております。ですから、監督員が行政のほうで決まる。決まったほかに、設計だけではなくて、監理のほうも設計屋さんとの県の技術センターの方と両方をお願いをして、間違いがないような工事を行っていききたいと、このように考えています。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 最後に、私の意見を一言だけ。

町長が今2年とおっしゃいましたけれども、例えばこの間も例に出したのですが、自分の個人宅が

雨漏りしたら、どうしてくれるのだと大騒ぎになると思うのです。それをやっぱりしょせん人の金、税金だという考えではなくて、我が家のごとくシビアに思っていていただいて、あくまでも町民の税金を使わせていただいている建物なのですから、我が身のことのように扱っていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先般の全協でも大谷議員のほうから質問ありましたように、いろいろ町の歴史の建物を振り返りますと、老朽化の定義は何ぞやというお話もあったと思うのですけれども、過去にも建築をして1年、2年で雨漏りが生じた例もあります。ですので、そういう反省も踏まえた中で、現在も社会福祉センター、社協のほうは結構雨が降ったりしますと雨漏りが生じたり、そこだけでなくほかの施設もあるのですけれども、10年、20年たったときにそういうことが生じた場合は、最小限の投資で、それで修繕工事が行われるように努力はしていきたいと思っています。

あと、一番最初の町の町有財産の関係なのですけれども、これは今ある保健センターのほうも町の財産になっています。社協のほうも、今現在指定管理者で社協のほうに任せてあるのですけれども、福祉センターのほうも、これは町の財産になっております。ですので、今現在もあそこがもし何か不備が生じた場合は、町の資金を投入して改修工事を行ったり、補修工事を行ったりしてきております。ですので、今後も保健センターがあそこに移動しまして複合施設になるわけなのですけれども、あそこは町の財産として、これからも進めていく方向になるかと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

11番、小林議員。

[11番（小林正明君）登壇]

○11番（小林正明君） 1つ確認させていただきたいと思います。

社会福祉協議会、そして保健センターが合体した建物ということで、レイアウト等は図面の理解できました。それで、1つ質問なのですが、北口エントランスのほうに出入口を、エントランスというのは出入口ということだと思いますけれども、造ると。それも並行して工事をやるわけだと思いますけれども、それに合わせ北側に駐車場を準備していると先ほど説明を受けました。どれくらいの大きさ、そして完成は建物と一緒にできるのか。といいますのは、保健センターが今度は社会福祉センターに統合されるということになりますと、利用者は結構いい意味で増加すると思います。その際、現在の駐車場では当然狭くなる。何か催物があるときは、特にそうかと思えます。その辺の考え方というか、先行スケジュール等分かりましたら、ご回答お願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの駐車場の整備事業の今後の予定でございますけれども、北側駐車場事業につきましては、予定面積では約8,000平米を予定してございます。また、車両の駐車台数につきましては、普通乗用車のほうおよそ300台駐車できるスペースを計画してございます。

スケジュールの状況でございますけれども、今年度この事業を公有地の拡大に関する法律に基づいて、公有地の買取り、買収のほうを進めてきました。現在、これまで今年度群馬県知事の公拡法の申請をいただきまして、その後前橋税務署のほうから特例控除の承諾もいただきました。また、農転の5条の許可もいただきました。そこで、地権者5名の方から、今年の11月2日に本契約という形で契約書のほうを5名の方と締結を行い、年内全て買収のほうで、土地の所有者から購入をすることができました。

それで、今後の予定でございますが、現在のところ、測量及び設計を現地のほうの状況を見ながら作業を進めておるところでございます。今年あるいは年明け1月ぐらいまでには、設計と積算のほうも完了する見込みでございますので、その後入札を経て工事着手のほうに行きたいと考えております。できれば、遅くとも来年の2月には工事発注のほうを進めていきたいと思っております。

なお、工期につきましては、4か月から5か月程度を現在見込んでおりまして、この総合福祉センターが10月中旬に建物の増改築が終了しますので、引っ越し等も1か月ぐらいはあるかと思っておりますので、遅くとも令和3年のできれば早い段階で完了できればと思っておりますので、おおむね来年の建物が完成するのが10月ですから、10月ぐらいまでには駐車場のほうも完了していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 11番、小林議員。

○11番（小林正明君） ありがとうございます。

町民の集まる最大の拠点になるかと思えます。もちろんそうであることを願うわけですが、これからのちょうど町の住民の満足度、そして健康、福祉等々目的がたくさんありますので、工事も慎重に完璧なことを期待して質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありませんか。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 工事の部分等いろいろご説明いただいて、ある程度時期等が見えてきたのですけれども、最終的に本格的に稼働、開所予定というのはいつぐらいになるのかというのをお聞きしたいです。よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

開所のほうでございますけれども、建物が順調にいけば、10月中旬に完成いたしますので、できれば1か月程度で引っ越しを全てあるいは施設の各種保守業務なども全て完了して、できれば11月中旬ぐらいまでには全ての準備を整えて、早ければ令和3年12月ぐらいに開所式を始めてスタートできればと思っております。また、どんなに遅くとも令和3年度中には全てを引っ越しして、業務のほうを開始していきたいと思っております。理由としては、年度当初に町民の方々の集団健診が連休明けからすぐ始まりますので、施設職員等も建物に一、二か月は慣れてからのある程度の規模の事業は開始していきたいという形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

10番、高橋議員。

[10番（高橋祐二君）登壇]

○10番（高橋祐二君） 茂木課長にお尋ねします。

この事業を始めた趣旨というのははっきり分かっているのですが、その間、この建設に関して何の説明もなく、今月の7日になって追加議案で出てきて、図面を見せられて、これですよ、承認してくださいと今日に至っているわけなのですが、この図面を見ると、10月30日に作成されているのです。今、いろいろな議員から質疑があったと思うのですが、もっともっとこんな大きな事業なので、協議が必要ではないかというふうに思っております。7日に業者も決定して、今日が議決ということで、議会に対してももっと時間を取っていただいて、協議する場を設けていただければと思っております。

それと、請負金額税抜きで3億1,000万、この内訳は国の補助金とかいろいろあると思うのですが、その辺についても教えていただければと思います。町の持ち出しだとか。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問お答えいたします。

今回、図面のほうがお見せというか、資料として配付をさせていただいて、今まで十分な説明がなかったというようなお話かと思っております。こちらについても図面の関係につきましては、社会福祉協議会や内部の検討会議でも、再三どういった形がいいのかという形でいろいろ議論をしてきた中で、なかなか調整が難航しておりました。そんな中で途中なものを各議員さんのほうにお示しをしてしまうと、かえって混乱を招いてしまうような形もあろうかと思われましたので、ある程度形ができてからお出しするほうが混乱も少ないのではないかという形で、担当課局のほうでは考えていたところがございます。

それで、図面のほうが、先ほどお話しした10月30日にはできていたのではないかという形なのですが、こちらでも今回の改修増築工事に当たりましては、金額が大きなものといまして、特定共同企業体入札案件という形もございまして、先ほどお話しした10月13日には既にJVによる告示を

行う関係で、著しく入札に影響するような資料が一般的に出回ってしまうと、公正公平な入札にも非常に大きな影響が出てしまうことから、この辺の図面もある程度の状況を見た中で広くお示しをさせていただいた状況でございます。ご指摘のとおり、十分な説明が尽くされていなかったのではないかなという部分もございますので、今後はできる限り各議員の皆さん方にも広く公表できる状況であれば、ご説明や資料のほうをお配りしてご案内していきたいと考えております。

また、財源の関係でございますけれども、こちらについては当初の計画から、国庫補助金や交付金、何か助成ができないものかという形で町長にも相談をして協議をした中で、いろいろな面で防災対応による何か国庫金があるのではないかなあるいは地方創生で交付金がもらえるのではないかな、あるいはコンパクトシティとか、都市計画の観点からそういったものがもらえるのではないかなとか、いろいろ協議はしてきた中でございます。その中で、財政が県のほうとも確認しながら、公共施設の適正管理推進事業債という有利な起債がございましたので、そちらの起債を活用して今回の事業は進めていくという形になってございます。事業内訳については、手元に詳しい資料がないのですが、公共施設適正管理推進事業債と町の単独事業費を合わせて、こちらの公共事業の事業財源として予定をしております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 以前、この複合化の関係のほうは説明させていただいたと思うのですが、平成31年だったと思うのですが、31年のときに都市計画道路に伴って、まず今の保健センターのほうで、あそこをちょうど充てると。3つの見積りをした中の、あそこに充てるのが一番町にとってはベストだろうという結論に達したわけです。それから、どこに移転していこうという状況の中で、庁内で検討委員会を何度か開催いたしまして、ここに新たに新築をするのか、更には今ある今回のように、社会福祉センターのほうにこれを統合していくかということで論議をいたしました。

その中で、甘楽町、茂原町長のところに連絡を入れまして、あそこが県内で1例目として保健センターと社会福祉協議会、これが社協を複合化して1つにしたという状況なのです。更には、京都の舞鶴に私も行ってきまして、そこの保健センターも見てきました。あそこはいろんな部分で原子力発電所がありますから、原子力発電所だけで二十数億の交付金が来ております。4階建ての立派な建物です。そこに10名近くのお医者さんも、福岡大学の医学部もそこに常駐しております。ただ、舞鶴は参考にこれはならないということでいろいろ検討した結果、新しいものをやはり好むのですけれども、財政的な部分もありますので、複合化に甘楽町の例を見た中で、今回県内で2例目となると思うのです。そんな中でいろんな資金の今説明があったように、国の資金とかいろいろその辺の考慮もしていきながら、最小限で抑えていくということで進めてまいりました。

先般、説明したように、1年前から設計を行ってきた中で、新築ではないですから、今ある建物をこれを生かしながら、新たにそこに増築をしていくと。改修と増築が一体となった工事なのです。そんな中でそれを進めていくという方向で来たのですけれども、設計のほうもそういった場合は新築と違いますから、2度、3度、4度と技術センターと私どもの町とそれを打合せをしながら、いろんな変更を重ねてきたわけです。先ほど議員が述べたように、そこにあるように10月のときにこの図面が仕上がったわけです。議員の皆様も、たしか保健センターと今ある建物、福祉センターのほうも視察に行っていたと、こう考えております。そんな中でいろいろ向こうの方にも質疑をした中で、同時にこれの案件が進んでいったわけです。

先ほど茂木課長が述べたように、この入札がたしか12月4日だったと思うのです。4日が、これが電子入札で開札ということだったのです。これを事前に皆さんに配付をしてしまうと、情報の漏えいというのがございまして、いろんな部分で影響していくということもございしますので、行政内でもこの図面等は、まず行政内でもこういう方向で進めるのだということで進めてきたのですけれども、行政内の全員が知っているわけではないのです。担当課長並びに関係する所管の課長、係長だけです。更には、私は存じておりました。そうしていかないと、いろんな部分で情報の漏えいも考えられますので、そこは我々は敏感に対応していく必要があるということです。こういうケースも、以前もなかったと思います。ですから、今後についても皆さんには大まかな状況は説明したい。ですけれども、詳細について説明してしまうと、入札とかいろんなことに影響してまいります。ですので、以後についてもこのような形で進めていきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 10番、高橋議員。

○10番（高橋祐二君） 情報の漏えいとかいろいろあるので、大変だというお話は十分分かりますけれども、やはり全部入札も終わって契約段階になって質疑となっても、なかなか決まったことに対して、議会がとやかく言えるようなあれではなくなってしまうのではないかと思います。町長就任以来、議会と両輪となってこのまちづくり、いろいろな事業を進めていきたいというご意思があったと思うのですが、そこにも議会として参加させていただければと思います。

あと、茂木課長にもお話ししますが、群馬県内で藤岡市で建設現場でコロナ感染症のクラスターも発生しています。工事が始まったときも、大規模な工事になると思います。職人も多く入ると思います。しっかり現場のほうに、その辺も安全についてご指導いただければと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今、議員が述べられましたように、以後については、議員をこういう場面においては一緒にという発言がございましたけれども、いろんな部分で深読みをして考えていきますと、

案件によっては議長はじめ常任委員長等々が、六次総合計画等は一緒にそこに入っていますよね。入っているわけですがけれども、こういう案件に関しては議会と、ある程度はお示しはしますけれども、詳細についてお示しすると、いろんなことが影響してくると。それは皆さんも理解していただきたいと、こう考えています。ですから、皆さんに説明したのは、複合化をしますよと。あそこに行きますよと。それで、皆さんにも同意をもらっているわけです。更には、あそこに複合化して皆さんも視察に行ってください、更にこういう方向で進めていきますということをやってきたわけです。我々行政とすれば、議員の皆さんにも配慮は行っているということなのです。

ですので、この詳細について、事前にそれをいろいろ打合せをして、その検討委員会とか、そういう場面に入って皆さんの意見を賜ってしまうと、いろんな情報の関係があるということを理解していただきたいのです。ですので、専門家を設計屋さんと、あと監理もできる技術センターという方向で2本立てでやっていくということです。私も4年間やってきましたけれども、こういう中でここをこうしたらいいだろう、ああいうふうにしたほうがいいだろうと、大まかなことは示されましたけれども、その中で詳細についての説明をする検討委員会に、私も一回も議会が入ったというのは聞いておりません。ですので、そのところは議員の皆さんも勘違いしないように、ぜひご理解をしていただきたいと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君） ほかに質疑はありますか。

1番、金子議員。

[1番（金子浩二君）登壇]

○1番（金子浩二君） すみません。ちょっと質問させてください。

先ほどの小林議員の駐車場の件の関係なのですけれども、総合福祉センターで駐車場は300台確保できるという話だったのですけれども、元の保健センター、町民プラザのほうの駐車場のちょうど真ん中ぐらいに都市計画道路が通る予定なのですけれども、そちらの駐車場が減るので、この対策は何かお考えでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

今回の北側駐車場の拡張整備事業につきまして、台数の根拠となるものについては、これまで保健センターの最大の、特に住民健診等でどの程度の利用者がいらっしゃるのかという形で確認をしてまいりました。大体200から250台ぐらいが必要な台数という形で、1日の最大での会場に来場される方が車両で大体200から250台という形で試算をしております。それを含めまして、総合福祉センターは現状でも非常に駐車場が狭くて、イベントのときは特に近隣のCOMハウスさんとか、そういうところに駐車場をお借りしてイベントを開催しているような状況でございました。昨今、そういった中で、現状でも福祉センターが駐車場は狭い上に、保健センター機能が移転という形になりますので、全体では約400から450台ぐらいが収容可能かと。既存の駐車場も含めて400台ぐらいは可能であるかと思

っております。手元に資料がないので、詳細な台数は申し上げられないのですが、そのような形になっております。

また、保健センターと町民プラザの共同で利用している保健センターのすぐ北側の駐車場でございますけれども、こちらについては都市計画道路が延伸事業という形で、真ん中に道路が横断するという形になりますので、当然駐車場のほうが狭くなって、既存のままですとなってくるかと思えます。ここについては、建設環境課のほうもいろいろな構想もあるかと思えますので、保健の部署からとすると、このようなところまでの回答になるのですが、ご了解いただければと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君） それでは、ご質問にお答えします。

保健センターを充てて、今回広域農道のほうに延伸部分ということで計画をしていますが、建物自体あるところに充ててしまうのですが、建物全部の敷地を充ててしまうわけではなくて、今現在の保健センターの南側の部分と現在の郵便局と道路、それも含めて残地となるところがあります。その部分につきましても、今回のプラザのほうの駐車場として活用できますので、その部分については若干でもつけることができると考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） 今現在でもプラザでいろいろイベントがあると、ちょっと駐車場が少ないかなと思うのですけれども、これからプラザで、保健センターへ移動した後に都市計画道路があそこを大きな道路が通って、その道を挟んで南側の駐車場というのはちょっと危ないかなと思うのですけれども、プラザ側に何か増やす計画等はないのでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町民プラザの駐車場の関係なのですけれども、今都市計画道路の延伸に伴いまして、それを今いろんな部分で設計を行ったり、交渉を行ったりしております。その中でプラザの駐車場がもし不足した場合は、また近隣のあそこはちょうど都市計画道路のあの近辺、そこで土地が余るわけではないのですけれども、地権者との交渉の中で、そこをどうしても継続して農家ができないというような土地が生じてくる可能性があるのだと思うのです。そのときは、またそこを少し拡大していきたいと。今の段階では、これは予定なのですけれども、はっきりしたことはまだ言えないのですけれども、そのような方向性で考えております。

○議長（柿沼英己君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号 工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（柿沼英己君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 令和2年第4回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、今月4日の開会以来本日のまでの8日間にわたりまして、ご提案申し上げました全ての案件につきまして慎重なる審議を賜り、原案どおりご決定くださいましたことに厚く御礼申し上げます。

また、6名の方々から一般質問と、休会中に開催されました各常任委員会での意見交換では、利根川の利活用、遊休農地、介護予防や収収向上など様々な分野で貴重なご意見をいただきました。ご指摘いただいた点につきましては、今後それぞれの事業に生かせるよう努力してまいります。

新型コロナウイルス感染症ですが、依然として収束の兆しが見えない中、国内において感染が確認された人は累計で16万人を超えております。漸増しております。それと同時に、インフルエンザウイルスの流行も見込まれ、日々の生活においても十分留意していく必要があります。今後も地域によっては、感染者が増加傾向を示すなど、冬場に向けて第4波への警戒感を強める必要があります、厳しい状況にあります。

しかし、一方で明るい兆しも見えてまいりました。報道等によりご承知のことかと思いますが、新型コロナウイルス感染症について、海外の製薬大手の会社が開発したワクチンを、イギリスでは12月8日から1人目の接種が始まったとのことであり、今後、世界各地で、順次各製薬会社のワクチンが正式に承認される見通しとなっております。日本政府は、令和3年前半には全国民分を確保するとしております。ですが、その一方で、ワクチンの接種までにあまりにも早い時期で対応しており、

安全性に不信感を抱く方も多いはずで、ワクチンの接種においては、命に関わる危険性がありますので、国、県等の動向を注視しながら慎重に進めていく必要があります。

このように今年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症という目に見えない敵との戦いに追われた年でありました。町の恒例イベントや行事などについては、次々と中止や規模縮小を余儀なくされました。また、新しい生活様式も生活になじみ、仕事の面でもオンライン化が急速に普及していることを実感しております。今までの当たり前が当たり前ではなくなってきたことを、改めて感じさせられるよい機会となりました。これを機に今のスタイルが定着し、新たな文化が生まれた年となりました。

今年のねずみ年は、十二支の中で1番目の干支となり、新しい物事の始まりとも言われております。今回の経験が無駄にすることなく、後世に伝えていくことはもちろんのこと、近い将来、あんな時代やそんな時代もあったと、きっといつか笑って話せる日が必ず来ます。その日が来るまで、未来を重ねながらみんな協力し合って、今回は耐え忍ぶ時期です。この危機を乗り越え、千代田町が発展するためには、議会と行政、お互いの役割や使命を果たすことで、よりよいまちづくりが実現可能となりますので、今まで以上に知恵をお互い出し合い、勇気と情熱を持って、誠心誠意町民目線で前へ前へ進んでいくことに努めてまいりたいと考えております。

結びになりますが、これから寒さも日を追って厳しくなっていますが、町政発展のため、引き続きご指導、ご支援のほどをお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（柿沼英己君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日から本日まで8日間にわたり、令和2年第4回千代田町議会定例会が開催されましたが、この間、議員各位には上程された諸議案に対し終始ご熱心にご審議賜り、上程されました案件も滞りなく議了いたしましたことに対し、心からお礼申し上げます。

今定例会においては、6名の議員による一般質問や町長提案の10年後の千代田町の将来像として、今後のまちづくりの指針となる第六次総合計画、基本構想の審議をはじめ、条例改正、補正予算など十分な議論を行いながら円滑な議会運営が図られました。

さて、今年を振り返りますと、やはり新型コロナウイルス感染症の話は避けては通れません。国内においては、首都圏を中心に再び感染者が急増しており、北海道や大阪では医療体制が逼迫するなど、警戒感が全国的に高まっているような状況であります。

このような状況の中で、本町では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内飲食店、小売店等における消費を促し、地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券事業などを実施するよう、経済不況に負けないよう議決いたしました。

今年の感想といたしまして、コロナ禍の影響における小中学校の休校という経験をいたしました。児童生徒1人に1台というタブレット端末というICT教育の実現が、国を挙げての取組み、いわゆるGIGAスクール構想を今年度中に構築できることは、学びの保障の観点から素晴らしいことであり、感慨深いものがあります。教育の投資ということで、未来への光ではないかと思えます。

議会といたしましては、新型コロナウイルス感染症が少しでも早く収束するとともに、町民の命と健康、そして住民生活や地域経済などを守るために、町と議会が一体となって感染症に対応するべく、様々な施策に全力で取り組んでまいりたいと思えます。

町当局におかれましては、会期中議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町行政の執行に反映されますようご検討をお願い申し上げます。

結びになりますが、今年も残すところあと僅かとなります。皆様方におかれましては、ご健勝にて新年を迎えられますことを心よりご祈念申し上げ、令和2年第4回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前10時07分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和3年 月 日

千代田町議会議長 柿 沼 英 己

①署名議員 小 林 正 明

②署名議員 金 子 浩 二